

八潮市給水装置工事施行指針



©八潮市

令和4年6月

八潮市水道部

目 次

I 給水装置工事施行要領

第1章 総則.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 用語の定義.....	1
1.3 その他.....	2
1.4 給水装置工事.....	2
第2章 給水装置工事の設計.....	4
2.1 設計要領.....	4
2.2 基本調査.....	5
2.3 給水方式の決定.....	6
2.4 設計水量の算出.....	8
2.5 給水管の口径決定.....	12
2.6 メーター.....	13
2.7 給水装置の廃止.....	14
2.8 消防用設備等.....	14
第3章 給水装置材料.....	15
3.1 基準適合品使用の原則.....	15
3.2 給水材料の区分、使用場所.....	15
3.3 規格適合マーク及び認証マーク等.....	21
第4章 給水装置の施工.....	23
4.1 許可及び保安施設.....	23
4.2 土工事.....	25
4.3 給水管の分岐.....	27
4.4 給水管の埋設深さ及び占用位置.....	28
4.5 給水管の明示.....	29
4.6 止水栓の設置.....	30
4.7 メーター及びメーターボックス並びに止水栓筐の設置.....	31
4.8 配管工事.....	33
4.9 水の安全・衛生対策.....	41
第5章 手続.....	46
5.1 給水装置工事の流れ.....	46
5.2 給水装置工事の申請（水道部）.....	47
5.3 給水装置工事の申込み（指定事業者）.....	49
5.4 各行政機関.....	51

II 様式関係

工事施工書.....	53
給水装置工事申込書.....	54
給水装置工事委任状.....	55
給水装置工事設計図（変更）一次側及び二次側の平面図.....	56
給水装置工事設計図（変更）立体図.....	57
給水装置工事設計書（変更）.....	58
水理計算確約書.....	59
給水装置工事検査（確認）表.....	60
給水装置工事完了検査申請書.....	61
メーター出庫申込書.....	62
メーター出庫申込書（内訳）.....	63
一次側給水装置設置平面図.....	64
給水管施工写真撮影チェックシート.....	65
完了届チェックシート（道路占用・施工承認工事用）.....	66
水道メーター一時回収願い.....	67
メーター亡失（棄損）届.....	68
直結増圧給水に関する誓約書（新設・既設）.....	69
3階建建物直結給水に係る覚書.....	70
貯水槽水道届出書（新設・内容変更・休止・廃止）.....	71
水道直結型スプリンクラー設置条件承諾書.....	72
給水使用開始申込書.....	73
給水使用中止届.....	74
給水装置所有者変更届.....	75
仮設保証金預り証.....	76
開発給水（変更）申請書.....	77
開発給水に関する協議書.....	78
公共施設採納申込書.....	80
私道立入承諾書.....	81
配水管等撤去届出書.....	82
配水管等撤去完了届出書.....	83
直結増圧給水事前協議申請書.....	84
指定給水装置工事事業者指定申請書（一式）.....	85
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書.....	89
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書.....	90
指定給水装置工事事業者証再交付申請書.....	91

III 参考資料

1	八潮市上水道事業給水条例	92
2	八潮市上水道事業給水条例施行規程	100
3	八潮市指定給水装置工事事業者規程	106
4	八潮市上水道事業の設置等に関する条例	108
5	八潮市直結増圧給水設計施工基準	110
6	集合住宅のメーターユニット設置基準	116
7	3階建て建物への直結直圧給水施工基準	118
8	八潮市開発給水に係る給水管及び配水管取扱要綱	120

IV 留意事項等

1	事故例.....	122
2	違反行為の事例.....	124
3	苦情の事例と対策例	125
4	指定申請等に係る提出書類	127

I 給水装置工事施行要領

第1章 総則

1.1 目的

この指針は、水道法、同施行令、同施行規則、八潮市上水道事業給水条例（以下「条例」という。）及び同施行規程（以下「市施行規程」という。）並びに八潮市指定給水装置工事事業者規程（以下「指定事業者規程」という。）に基づいて、八潮市上水道給水区域内の給水装置工事の設計及び施工について定め、給水装置工事の適正な施工を図ることを目的とする。

1.2 用語の定義

この指針において用いられる主な用語の意義は、次のとおりである。

1. 「指定事業者」とは、水道法第16条の2第1項に基づき八潮市（以下「市」という。）が指定した給水装置工事事業者をいう。
2. 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市が布設した配水管から分岐して設けられた給水管（図1-2-1）及びこれに直結する給水用具で構成する設備をいう。直結する給水用具とは、給水管から容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいう。したがって、ビニールホース等の水栓に取り付けて容易に取り外しの可能な状態で接続される用具、受水槽に受けて給水する場合の受水槽以下の給水設備といったものは含まない。
3. 「主任技術者」とは、水道法第25条の4第1項に基づき指定事業者が選任した給水装置工事主任技術者をいう。
4. 「道路」とは、公道及び私道（位置指定道路等）をいう。

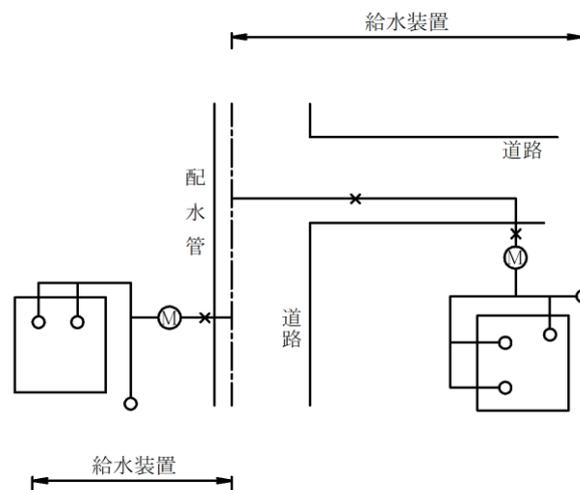


図1-2-1 給水装置の範囲

1.3 その他

この指針に定めのない事項については別途協議を行うものとする。

1.4 給水装置工事

(1) 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりである。

1. 「新設」とは、給水装置のないところに、新たに給水装置を設置する工事をいう。
2. 「改造」とは、既設の給水装置の口径等を変更する工事をいう。
3. 「修繕」とは、既設給水装置の故障部分を直す工事をいう。
4. 「撤去」とは、既設の給水装置を取り除く工事をいう。
5. 「仮設」とは、土地区画整理事業による移転で仮に水道を引く工事などをいう。

(2) 給水装置工事の施行

給水装置の新設、改造、修繕、撤去及び仮設工事は、指定事業者が施行する。ただし、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

市では、給水装置工事の適正な施行を確保するため、給水装置工事を行う者は、水道部又は指定事業者と定めている。

(3) 指定事業者の遵守事項

指定事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

次の各項は、水道法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める事項である。

1. 給水装置工事ごとに選任した主任技術者のうちから施行する者を指名すること。
2. 適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に工事に従事する他の者を実施に監督させること。
3. あらかじめ八潮市長（以下「市長」という。）の承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように施行すること。
4. 主任技術者及び工事に従事する者の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
5. 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しないこと。
6. 給水装置の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用しないこと。
7. 施行した給水装置工事ごとに指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、作成日から3年間保存すること。
 - ア 申込者の氏名又は名称
 - イ 施工場所
 - ウ 完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ 完了図
 - カ 使用した材料の数量
 - キ 工程ごとの構造・材質が基準に適合しているかの確認方法及びその結果

- ク 完了検査の結果
- ケ その他工事に関する図書等

指定事業者は、これらに従い施行するとともに完成した給水装置が適正かつ安全に使用されるよう、所有者及び使用者に対し、施行者名、修理時の連絡先などを明示すること。

(4) 主任技術者の職務

主任技術者は、常に水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識の下、業務に携わることが必要であり、構造・材質基準や施行技術などについての専門的な知識と経験を有していなければならない。また、給水装置工事の適正な施行を確保するため、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が、水道法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
4. その他厚生労働省で定める職務
5. 役割等
 - ア 調査段階から検査段階に至るまでの技術要員として、その役割を果たすこと。
 - イ 工事現場の状況、工事内容に応じた工種の選定及び技術的な難易度の判断、並びに関係行政機関等との調整及び手続きを適切に行うこと。
 - ウ 給水装置工事に従事する者に対して指導監督を十分に行うとともに、関係者間の相互信頼関係の要員となること。
 - エ 給水装置工事に関わる記録を適正に整備保存すること。

第2章 給水装置工事の設計

2.1 設計要領

給水装置の設計は、現場調査、給水方式、計画使用水量、給水管管種口径の決定、管路等の選定、計画図面の作成、工事概算額の算出等、事務的及び技術的な措置を行い、給水装置が所期の目的を達成し、機能を発揮できるか否かを決定する重要な事項である。

設計に当たっては、次の事柄について留意して行うこと。

1. 申込者が必要とする水量、水圧を適切に確保できること。
2. 給水装置は、内・外圧、衝撃圧等により生じる圧力に耐える強度及び耐久性を持ち、水密性を有し、かつ、水質について全く汚染のおそれがないこと。
3. 使用材料及び工法等について申込者と十分協議すること。
4. メーター以降の管種の選定に当たっては、利点、欠点を十分認知し、布設場所、土質等を考慮して適切な管種を選定すること。
5. 口径の選定に当たっては、使用水量を十分提供しうる大きさとする。また、水量に比し著しく過大なものとしなないこと。
6. 水槽、プール、流し、その他水入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置を講じること。
7. 当該給水装置以外の給水管及びその他の設備に直接連結しないこと。
8. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプの直接連結はしないこと。
9. 腐食、凍結及び破壊等のおそれのある部分には、有効な措置を講じること。
10. 水が停滞して水質上の問題が生じるおそれのある場合は、適切な箇所に排水設備を設けること。
11. 停滞空気を生じ、通水を阻害するおそれのある場合は、適切な箇所に排気装置を設けること。
12. 給水装置は、経済的で使用上便利で維持管理が容易であること。
13. 原則として連合管*の設計はしないこと。

※連合管とは、1本の給水管に対して複数の給水分岐がある給水管を指す。

2.2 基本調査

給水装置工事の依頼を受けたときは、次の事柄を十分調査すること。

1. 申込者の要望する使用水量、使用状況、用途、管種等の使用材料、工法、水栓等の種類及び設置位置について聴取すること。
2. 分岐する現場付近の給配水管の布設状況等について、水道部が管理する図書等により調査すること。図書等の活用にあたっては、個人に関する情報が含まれるため、これを保護すること。
3. 申請地の土地利用計画を十分把握し、適切な給水引込み位置の選定を行うこと。
4. 道路等の現況（舗装等の種類及び構成、昼間・夜間の施工区分、交通量の状況、土質等）について調査すること。
5. 他事業者の埋設管について事前照会を行い、施工範囲を十分に協議して、必要に応じて立会いを求めること。他事業者の工事と競合するときは、事前に協議の上、工事着手前に当該管理者の工事施工承認等を得ること。
6. 河川その他の構造物を占用するときは、河川管理者等を確認し、協議及び占用の許可を得ること。
7. 分岐地点の標高（給配水管の中心高）と給水栓等の標高差について調査すること。
8. 私有管からの分岐、又は他人の土地を占用して配管するときは、権利承諾関係を明確にしておくこと。
9. 道路占用について管理者を確認し、協議及び占用の許可を得ること。

他事業者の問い合わせ先

令和4年3月31日現在

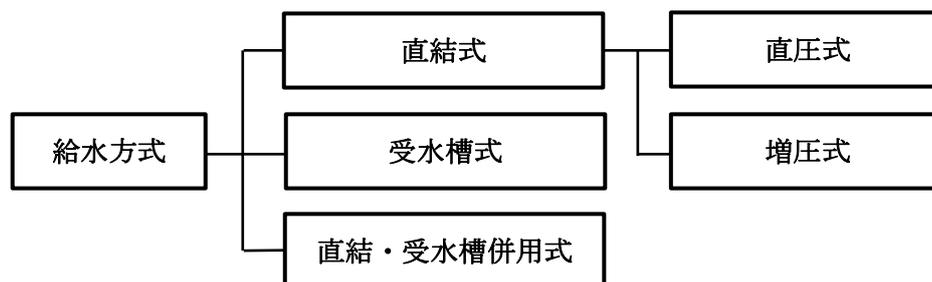
県水受水管	：埼玉県 庄和浄水場	048-746-4411
	埼玉県 新三郷浄水場	048-953-6565
工業用水	：埼玉県 新三郷浄水場	048-953-6565
公共下水道管	：八潮市建設部 下水道課	048-996-3495
ガス管	：東京ガス株式会社 本管理設状況確認センター	03-5322-8910
NTT	：NTTインフラネット 埼玉立会センター	048-711-9718
東京電力	：東京電力株式会社 川口支社	048-638-3585
市道占用	：八潮市建設部 道路治水課	048-996-3422
市水路占用	：八潮市建設部 道路治水課	048-996-3422
国道占用	：北首都国道事務所 戸田維持出張所（国道298号）	048-422-1591
県道占用	：越谷県土整備事務所 管理担当	048-964-5217
国河川占用	：江戸川河川事務所 中川出張所（綾瀬川）	048-962-2634
	江戸川河川事務所 中川下流出張所（中川）	03-3694-2757
県河川占用	：越谷県土整備事務所 管理担当（圀川、大場川）	048-964-5217

2.3 給水方式の決定

(1) 給水方式の種類

給水方式には、直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式がある。いずれを採用するかは、給水状況、給水箇所及び使用目的等に応じて定めるものとする。

1. 直結式：給水装置末端の給水栓等まで、配水管の水圧を利用して給水する直結直圧式と、給水管の途中に増圧給水設備を設置し、増圧して給水する直結増圧式の2つの方式をいう。
2. 受水槽式：受水槽を設け、水道水を一旦貯留して給水する方式をいう。
3. 直結・受水槽併用式：一つの建物内で上記「1.」と「2.」を併せて行う方式をいう。



(2) 直結式給水

直結式給水の適用範囲は次の条件に適合するものとする。

1. 配水管の口径及び水圧が、常時、使用水量に対して十分なとき。
2. 3階建て建物への直結直圧給水施工基準を満たすとき。(図2-3-1、P.118参照)
3. 八潮市直結増圧給水設計施工基準を満たすとき。(図2-3-2、P.110参照)
4. 受水槽式の項目に該当しないとき。

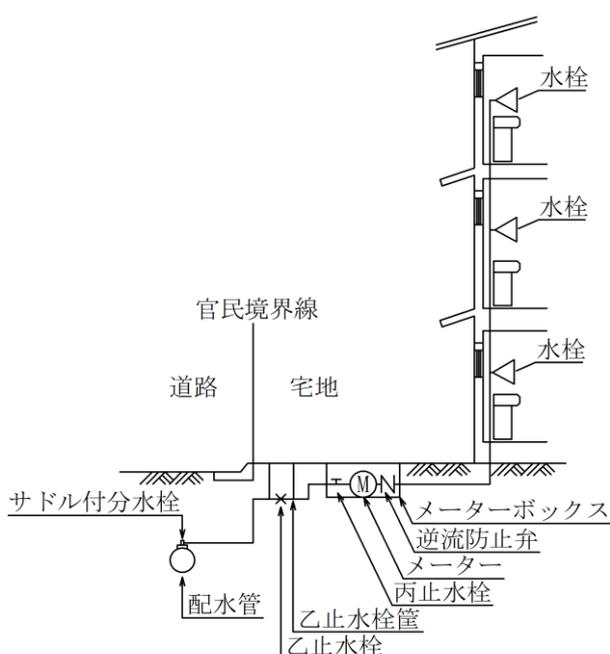


図2-3-1 直結直圧式の場合

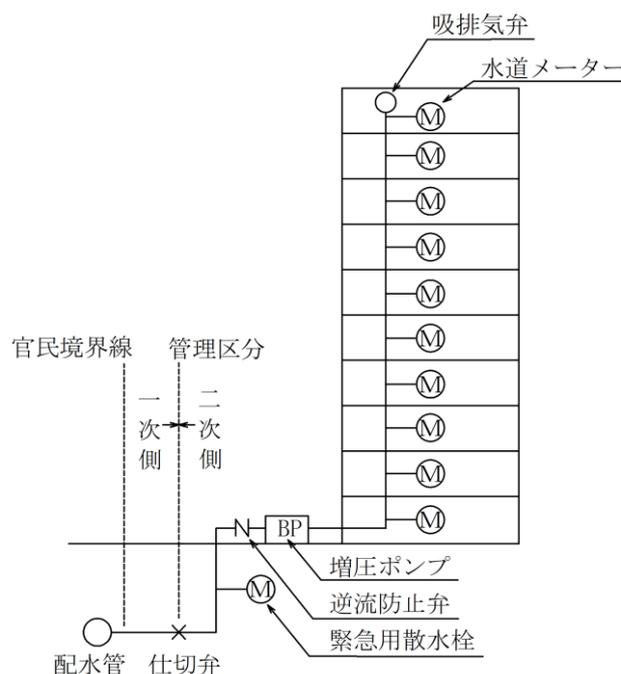


図2-3-2 直結増圧式の場合

(3) 受水槽式給水

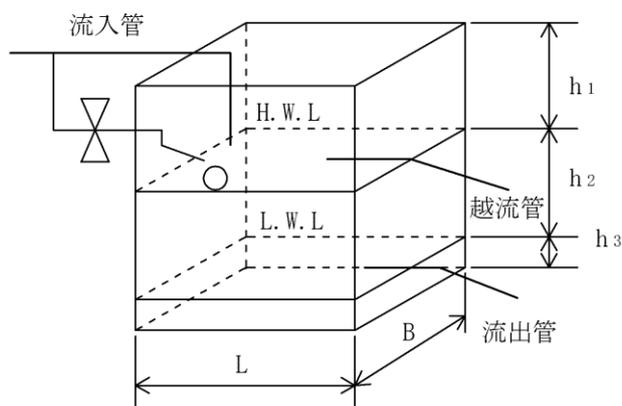
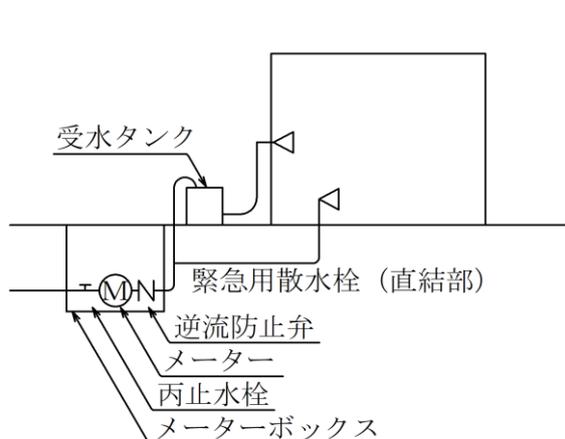
受水槽式給水の適用範囲は次の条件に適合するものとする。

1. 常時一定水圧又は一定水量を必要とするとき。
2. 工場、医療機関、学校等の減・断水時にも給水の持続を必要とするとき。
3. 配水管等の水圧に影響を及ぼすおそれのあるとき。
4. 給水栓位置が地上 5m を超える位置に計画するなど、必要な水量、水圧が得られないとき。
5. 水圧過大で、給水装置に故障を起こすおそれのあるとき。
6. 直結直圧・増圧式給水の適用外で、3 階以上の建物に給水するとき。
7. 一時的に多量の水を使用するときに、他の使用者に影響を及ぼすおそれのあるとき。
8. メーターの通過流量が許容量を超える場合で、増径で施工できないとき。
9. ボイラー等の使用装置を有するとき。
10. 有毒薬品を使用する施設等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるとき。
11. 受水槽を設置する場合は、緊急用散水栓を直結部に設置しなければならない。

(図 2-3-3)

12. 受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の 10 分の 4 から 10 分の 6 程度を標準とし、使用形態等を考慮し決定すること。有効容量とは、高水位と低水位の間の容量をいう。

(図 2-3-4)



$$\text{有効容量} = L \times B \times h_2$$

図 2-3-3 受水槽式給水の場合

図 2-3-4 受水槽・高置水槽の有効容量 (参考)

(4) 直結・受水槽併用式給水

直結・受水槽併用式給水は、建物の種類や使用目的に応じて、直圧式及び受水槽方式との併用で給水することができる。この場合、直圧式は 2 階までとする。

2.4 設計水量の算出

設計水量の決定

1. 設計水量とは、計画使用水量のことであり、給水管の口径、受水槽容量といった給水装置システムの主要諸元を計画する際の基礎となる。なお、建物及び水の使用用途並びに使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
2. 同時使用水量とは、給水栓、給湯器等の給水用具が同時に使用された場合の使用水量であり、瞬時の最大使用水量に相当する。同時使用水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。次の方法を標準として算出すること。
 - ア 直結給水式の場合は、同時使用水量から求める。なお、一般的な給水用具の用途別吐水量と対応する給水用具の口径は表 2-4-1 のとおりである。
 - (ア) 計画使用水量
 - a 一戸建て等における同時使用水量の算定方法
 - (a) 同時に使用する末端給水用具数を表 2-4-2 から求め、任意に同時に使用する末端給水用具を設定し、その吐水量から算出する方法
 - (b) 給水装置の全ての末端給水用具の個々の使用水量を加えた全使用水量を末端給水用具の総数で割ったものに、表 2-4-3 の同時使用水量比を乗じる算出方法
 - b 集合住宅等における同時使用水量の算定方法
 - (a) 1 戸の使用水量を表 2-4-1、表 2-4-2 又は表 2-4-3 により求め、全体の同時使用戸数を表 2-4-4 により定め、同時使用水量を算出する方法
 - (b) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
$$\text{同時使用水量 (L/min)} = 42 \times (\text{戸数})^{0.33} \text{ [10 戸未満]}$$
$$\text{同時使用水量 (L/min)} = 19 \times (\text{戸数})^{0.67} \text{ [10 戸～600 戸未満]}$$
 - (c) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
$$\text{同時使用水量 (L/min)} = 26 \times (\text{人数})^{0.36} \text{ [30 人以下]}$$
$$\text{同時使用水量 (L/min)} = 13 \times (\text{人数})^{0.56} \text{ [31 人～200 人以下]}$$
$$\text{同時使用水量 (L/min)} = 6.9 \times (\text{人数})^{0.67} \text{ [201 人～2000 人以下]}$$
 - (イ) 直結増圧式給水の計画使用水量
以下の方法があり、使用実態に応じた方法を選択する。
 - a 用途別吐水量とその同時使用率を考慮した方法 (表 2-4-1 ～表 2-4-3)
 - b 居住戸数又は人数から同時使用水量を予測する算定方法 (上記 b (b) 又は (c))
 - c 空気調和・衛生工学便覧を参考にする方法 (表 2-4-5)
 - イ 受水槽式の場合は、一日当たりの計画使用水量から求める。表 2-4-5 を参考にするとともに、使用実態等を十分考慮して設定する。

表 2-4-1 用途別吐水量と対応する給水用具の口径

用 途	使用水量 (ℓ/min)	対応する給水用具の口径(mm)	備 考
台 所 流 し	12~40	13~20	〔 1回(4~6秒) の吐出量 2~3ℓ 〔 1回(8~12秒) の吐出量 13.5~16.5ℓ 業務用
洗 濯 流 し	12~40	13~20	
洗 面 器	8~15	13	
浴 槽 (和 式)	20~40	13~20	
浴 槽 (洋 式)	30~60	20~25	
シ ャ ワ ー	8~15	13	
小便器(洗浄水槽)	12~20	13	
小便器(洗浄弁)	15~30	13	
大便器(洗浄水槽)	12~20	13	
大便器(洗浄弁)	70~130	25	
手 洗 器	5~10	13	
消 火 栓 (小 型)	130~260	40~50	
散 水	15~40	13~20	
洗 車	35~65	20~25	

[出典：水道施設設計指針 2012]

表 2-4-2 同時使用率を考慮した末端給水用具数

総給水用具数 (個)	同時使用率を考慮した給水用具数 (個)
1	1
2~4	2
5~10	3
11~15	4
16~20	5
21~30	6

[出典：水道施設設計指針 2012]

表 2-4-3 末端給水用具数と同時使用水量比

総給水用具総数	1	2	3	4	5	6	7
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水用具数	8	9	10	15	20	30	
使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

[出典：水道施設設計指針 2012]

表 2-4-4 給水戸数と同時使用戸数率

戸 数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

[出典：水道施設設計指針 2012]

表 2-4-5 建物種類別単位給水量・使用時間・人員表

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 [h/日]	注 記	有効面積当たり の人員など	備 考
戸建て住宅 集合住宅 独身寮	200~400 ℓ/人 200~350 ℓ/人 400~600 ℓ/人	10 15 10	居住者1人当たり 居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16 人/m ² 0.16 人/m ²	
官公庁・事務所	60~100 ℓ/人	9	在勤者1人当たり	0.2 人/m ²	男子 500/人、女子 1000/人 社員食堂・テナントなどは 別途加算
工 場	60~100 ℓ/人	操業 時間 +1	在勤者1人当たり	座作業 0.3 人/m ² 立作業 0.1 人/m ²	男子 500/人、女子 1000/人 社員食堂・シャワーなどは 別途加算
総合病院	1500~3500 ℓ/床 30~60 ℓ/m ²	16	延べ面積 1m ² 当たり		設備内容などにより詳細に 検討する
老人福祉施設	300 ℓ/人 250 ℓ/人	10	入所者 従業員		デイサービス 1000/人程度 従業員 150~2000/人 栄養士 2000/人 調理師 1650/人 寮母(介護人) 2500/人 管理人: 通い 1000/人 常駐 2500/人
ホテル全体 ホテル客室部	500~6000 ℓ/床 350~450 ℓ/床	12 12			同上 客室部のみ
保養所	500~800 ℓ/人	10			
喫茶店	20~35 ℓ/客 55~130 ℓ/店舗m ²	10		店舗面積には ちゅう房面積を 含む	ちゅう房で使用される水量 のみ 便所洗浄水などは別途加算 同上
飲食店	55~130 ℓ/客 110~530 ℓ/店舗m ²	10		同上	定性的には、軽食・そば・ 和食・洋食・中華の順に多 い
社員食堂	25~50 ℓ/食 80~140 ℓ/食堂m ²	10		同上	同上
給食センター	20~30 ℓ/食	10			同上
デパート・スーパー マーケット	15~30 ℓ/m ²	10	延べ面積 1m ² 当たり		従業員分・空調用水を含む
小・中・ 普通高等学校	70~100 ℓ/人	9	(生徒+職員) 1人当 たり		教師・従業員分を含む。 プール用水(40~100 ℓ/人) は別途加算
大学講義棟	2~4 ℓ/m ²	9	延べ面積 1m ² 当たり		実験・研究用水を含む
劇場・映画館	25~40 ℓ/m ² 0.2~0.3 ℓ/人	14	延べ面積 1m ² 当たり 入場者 1人当たり		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅	10 ℓ/1000人	16	乗降客 1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途 加算
普通駅	3 ℓ/1000人	16	乗降客 1000人当たり		従業員分・多少のテナント 分を含む
寺院・教会	10 ℓ/人	2	参会者 1人当たり		常住者・常勤者分は別途加 算
図書館	25 ℓ/人	6	閲覧者 1人当たり	0.4 人/m ²	常勤者分は別途加算

注 1) 単位水量は設計対象給水量であり、年間一日平均給水量ではない。

注 2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水などは別途加算する。

注 3) 空気調和・衛生工学便覧第 14 版等を参考に作成。

2.5 給水管の口径決定

(1) 口径の選定

給水管は、配水管等の最小動水圧で計画使用水量を十分に供給が可能な口径とし、かつ、著しく過大でないものとする。また、損失水頭、管口径、メーター口径等は、計画条件に基づき水理計算を行い決定すること。

(2) 口径決定の基準

給水管の口径は、給水用具の標高差と計画使用水量に対する総損失水頭及び余裕水頭を加えたものが、配水管の最小動水圧の水頭以下となるよう計算によって定めること。

(3) 口径の決定方法

1. 口径 50 mm以下の計算に当たっては、ウエストン公式を使用すること。
2. 口径 75 mm以上の計算に当たっては、ヘーゼン・ウィリアムス公式を使用すること。
3. 給水栓において、0.05MPa (0.5kgf/cm², 水頭 5.0m) を確保すること。
4. 給水管の末端において、最小動水圧は 0.15MPa (1.5kgf/cm², 水頭 15.0m) を確保すること。
5. 水理計算における設計水圧は 0.2MPa (2.0kgf/cm²) とする。
6. 水理計算における管内流速は原則として 2.0m/s 以下とし、過大にならないように配慮すること。

2.6 メーター

(1) メーターの概要

メーターとは、水道水の使用量を計量する機器をいい、市が使用者に貸与する。メーターは市が形式承認したものをを使用すること。

(2) メーター口径の選定

メーターの口径は、計画使用水量に基づき、メーターの使用流量基準（表2-6-2）によること。

また、時間最大使用水量又は一日最大使用水量から決定する。

1. 一般家庭（直結給水）におけるメーターの口径選定に当たっては、表2-6-1によるものとする。

表2-6-1 給水栓数とメーターの口径

給水栓数	メーター口径
1～4	13mm
5～13	20mm
14～20	25mm

表2-6-2 メーター型式別使用流量基準（参考）

形式 呼び径 (mm)	計量 範囲 R ※4 Q3/Q1	定格 最大 流量 (m ³ /h) Q ₃	適正使用 流量範囲 ※1 (m ³ /h)	一時的使用の許容範囲 (m ³ /h)※2		1日当たりの使用水量 (m ³ /日)※3			月間使用 水量 (m ³ / 月)
				10分/日 以内使用の 場合	1時間/ 日以内 使用の 場合	1日使用時 間の合計 が5時間 の時	1日使用時 間の合計が 10時間の 時	1日24 時間使 用の時	
接線流羽根車式（ねじ式）									
13	100	2.5	0.1～1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
20	100	4.0	0.2～1.6	4.0	2.5	7	12	20	170
25	100	6.3	0.23～2.5	6.3	4.0	11	18	30	260
たて型軸流羽根車式（フランジ接続式）									
50	100	40.0	1.25～17.0	50.0	30.0	87	140	250	2,600
75	100	63.0	2.5～27.5	78.0	47.0	138	218	390	4,100
100	100	100.0	4.0～44.0	125.0	74.5	218	345	620	6,600

※1： 適正使用流量範囲とは、水道メーターの性能を長期間安定した状態で使用することのできる標準的な流量をいう（製造者推奨値）。

※2： 一時的使用の許容範囲とは、短時間使用する場合の許容流量。受水槽方式や、直結給水で同時に複数の水栓が使用される場合、特に短時間で大流量の水を使用する場合の許容流量をいう。

また、従来の「流量基準」では、一時的使用の許容流量のうちの「瞬間的使用の場合」について数値に幅をもたせて記載していたが、瞬時の意味が不明確でその大きさに左右されるため、これまでの使用実態等を踏まえ、13mm～100mmを総合的に1日当たり10分程度の使用時間に統一して許容流量を示すこととした。

※3： 1日当たりの使用量は、一般的な使用状況から適正使用流量範囲内の流量変動を考慮して定めたものである。

- ・1日使用時間の合計が5時間のとき・・・・・・一般住宅等の標準的使用時間
- ・1日使用時間の合計が10時間のとき・・・・・・会社（工場）等の標準的な使用時間
- ・1日24時間使用のとき・・・・・・病院等昼夜稼働の事業所の使用時間

※4： Q1は定格最小流量を示す。

〔出典：給水装置工事技術指針 2020〕

2. 夜間多量に使用する場合等は別途計算し、選定すること。

2.7 給水装置の廃止

1. 給水装置を廃止する場合は、廃止に要する給水装置を除き全て撤去すること。
2. 分岐部（サドル付分水栓、チーズ等）を閉止すること。（図2-7-1）

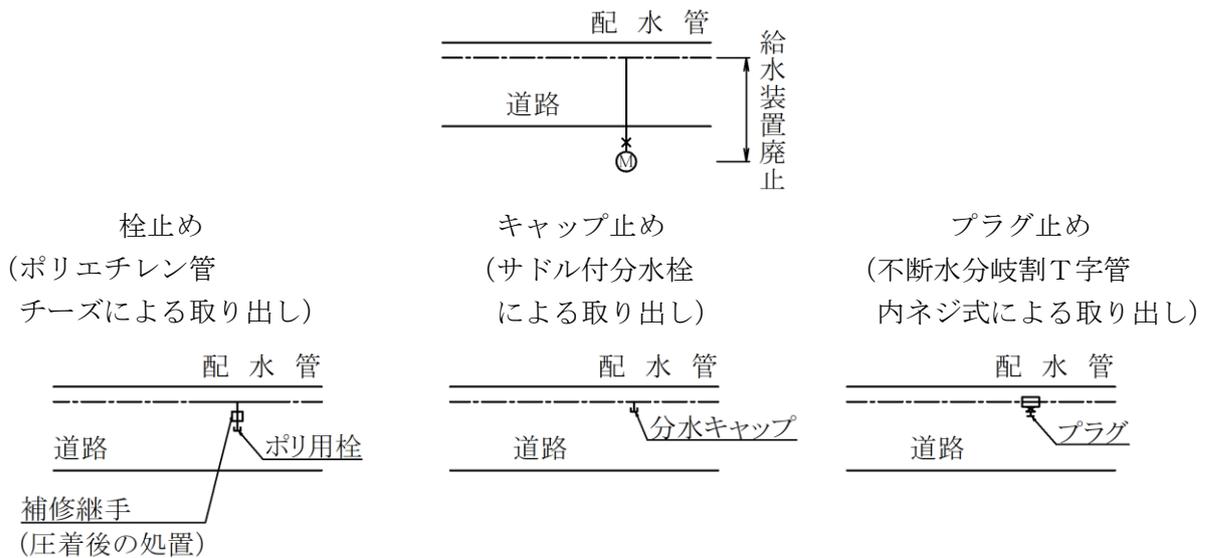


図2-7-1 給水装置の廃止

2.8 消防用設備等

消火設備については、消防法、消防法施行令等によること。

1. スプリンクラー（給水装置直結型）
 - ア 消防本部予防課と事前に調整を図ること。ヘッド数は給水栓に数えない。
 - イ 空気又は水の停滞を防止するための措置を講じること。
 - ウ 給水管及びメーター口径は原則25mm以上とすること。
 - エ 給水管におけるスプリンクラー配管との分岐部には、スプリンクラー配管側に適切な逆流防止装置を設置すること。
 - オ 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置が行われていること。
 - カ 給水申請の様式が異なるため、水道部に相談をすること。
2. 防火水槽等
入水方式は、原則として配水管の水圧変動を起こさない方法で入水すること。

第 3 章 給水装置材料

3.1 基準適合品使用の原則

給水装置は、水道法施行令の給水装置の構造及び材質の基準（以下「構造・材質基準」という。）のうち、該当する性能を満たしたものでなければならない。基準適合の確認は、自己認証又は第三者認証機関の証明、並びに構造・材質基準を満足する製品規格に適合している製品でその証明のあるものとする。

なお、メーター上流側で使用する給水材料は市施行規程第9条第1項及び本基準により、市が承認したものを使用する。

3.2 給水材料の区分、使用場所

(1) 管材の種類

使用可能な管種は表3-2-1のとおりとする。

表 3 - 2 - 1 使用可能な管種

種 類		規 格	使用口径 (呼び径)	記号
非 金 属 管	水道用ポリエチレン 1種二層管	JIS K 6762	25、50	PP
	高密度ポリエチレン管	PWA 005 JP K 001	25	HPPE
		JWWA K 144 PTC K 03	50、75、100、 150	
金 属 管	第1種ダクタイル鋳鉄管	NS 形 JWWA G 113 JDPA G 1042 GX 形 JWWA G 120 JDPA G 1049	75、100、150	DIP (NS) DIP (GX)

注) 口径 50 mm以下の給水管において、市長が認めた場合は水道用波状ステンレス鋼管も使用可能とする。

各種管材の特徴は表3-2-2のとおりである。

表3-2-2 各種管材の特徴

管 種		利 点	欠 点
非 金 属 管	水道用ポリエチレン 1種二層管 (PP)	耐食性（特に耐電食性）に 優れている。 重量が軽く、取り扱いが容 易でスケールの発生がな く、通水性能が大。 柔軟性、耐衝撃性に富む。	凍結及び熱に弱い。 管はだに傷がつくと破損 しやすい。 紫外線に弱い。 柔らかく傷が付きやす い。
	高密度ポリエチレン管 (HPPE)	耐食性（特に耐電食性）に 優れている。 重量が軽く、スケールの発 生がなく、通水性能が大。 柔軟性、耐衝撃性に富む。 耐震性、耐久性に優れてい る。	凍結及び熱に弱い。 紫外線に弱い。 EF接合はコントローラ や特殊な工具を必要とす る。
金 属 管	第1種 ダクタイル鋳鉄管 (DIP)	耐震性、耐久性に優れてい る。 強度が大。 施工性がよい。	重量が比較的重い。 異形管部の継手の離脱に 対し防護などを必要とす る場合がある。

(2) 管の選定

配水管が高密度ポリエチレン管の場合は、給水管にも高密度ポリエチレン管を使用する。それ以外の場合は、給水管に水道用ポリエチレン1種二層管、又は第1種ダクタイル鋳鉄管を使用する。(表3-2-3)なお、市においては、ポリエチレン管について耐震性の観点から、高密度ポリエチレン管を推奨する。

表3-2-3 管の選定

種 類	配 水 管			
	水道用ポリエチレン 1種二層管 水道用ポリエチレン 一層管	高密度 ポリエチレン管	第1種 ダクタイル鋳鉄管	
給 水 管	水道用ポリエチレン 1種二層管	○	-	○
	高密度ポリエチレン管	○	○	○
	第1種ダクタイル鋳鉄管	-	-	○

(3) 継手類

継手類は表3-2-4のとおりとする。

表3-2-4 継手類

名 称	規格	口径
ポリエチレン管金属継手	WSA B 012	25、50
高密度ポリエチレン管継手	外径 34mm 用	25
	JWWA K 145 PTC K 13	50、75、100、150
ダクタイル鋳鉄管継手 耐震型	NS 形 JWWA G 114 JDPA G 1042 GX 形 JWWA G 121 JDPA G 1049	75、100、150

(4) 給水用具

1. 給水用具は表3-2-5~7のとおりとする。
2. 使用できる製品は市が型式承認したものとする。
3. 表3-2-5~7に記載のない給水用具は給水管標準配管例(P.34~39)を参照とする。
4. 本市給水条例第6条第1項に基づき、水道メーターを新設する場合には、メーターセット(埋設用)を使用すること。

表3-2-5 給水用具(水道用ポリエチレン1種二層管使用時)

種 別	品 名	規 格	仕 様 ・ 寸 法
不断水割T字管	不断水割T字管 弁付内ネジ型	—	φ75~φ300×φ50
分水栓	サドル付分水栓	JWWA B 117	φ50~φ300×φ25
コア等	密着ステンレスコア	—	φ25、φ50
	密着コア	—	φ25、φ50
継手	耐震PP継手(コア一体型)	日水協 認証登録品	φ25、φ50(オス、メーター用)
	耐震PPベンド60°(コア一体型)	日水協 認証登録品	φ25、φ50
	フレキシブル継手(袋ナット×袋ナット)	日水協 認証登録品	φ13~φ50
弁類	止水栓筐	—	φ25(樹脂製、市章入り) φ50~φ100(鋳物製)
	止水栓	日水協 認証登録品	φ13~φ25(ボール式、メーター伸縮) φ13~φ25(ボール式、乙型)
	ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	φ50
メーターユニット	メーターユニット	日水協 認証登録品	φ13~φ50
	メーターセット(埋設用)	日水協 認証登録品	φ13~25(樹脂蓋、鋳物蓋、市章入り) φ50、φ75(仕切弁丸ハンドル逆止弁付)
	複式メーターセット	日水協 認証登録品	φ13、φ20(2連、3連、4連)
ボックス類	メーターボックス(小口径)	—	φ13~φ25、φ20φ25共用(樹脂製、鋳物製)、市章入り
	メーターボックス(大口径)	—	φ50~φ100(樹脂製、鋳物製)、検針用小窓付
逆止弁	逆止弁	日水協 認証登録品	φ13~φ25(重力式) φ50(ばね式)

表3-2-6 給水用具(第1種ダクタイル鋳鉄管使用時)

種 別	品 名	規 格	仕 様 ・ 寸 法
不断水割T字管	不断水割T字管 弁付 フランジ形	—	φ100～φ300×φ75～φ150
コア等	ステンレス (SUS) コア	—	φ75～φ150
弁類	止水栓筐	—	φ75～φ100 (鋳物製)
	ソフトシール仕切弁	—	φ75～φ100 (両受、ハンドル)
ボックス類	メーターボックス (大口径)	—	φ75～φ100 (樹脂製、鋳物製)、検針用小窓付
逆止弁	逆止弁	日水協 認証登録品	φ75 (ばね式)

表3-2-7 給水用具 (高密度ポリエチレン管使用時)

種 別	品 名	規 格	仕 様 ・ 寸 法
不断水割T字管	不断水割T字管 弁付 フランジ形	—	φ100～φ300×φ75～φ150
分水栓	プラグ (止水機能) 付 EF サドル	—	φ75～φ150×φ25、φ50
	EF サドル付分水栓	PTC K 13	
継手	フレキシブル継手 (HPPE 挿し口×袋ナット)	日水協 認証登録品	φ13～φ50
	EF ソケット	—	φ25～φ40 [※]
		JWWA K 145	φ50～φ150
	EF ベンド 45°・90°	JWWA K 145	φ50～φ150
	EF エルボ 90°	—	φ25
	ネジ付き融着継手 (受口、挿し口)	—	φ25 (ユニオンソケット) φ50 (オネジソケット)
		PTC B 24	
EF フランジ短管	JWWA K 145	φ75～φ150 (7.5K 上水)	
弁類	PE 挿し口付ボールバルブ	日水協 認証登録品	φ25、φ50
	PE 挿し口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22	φ75～φ150 (耐震性継ぎ手を有したもの)
	止水栓筐	—	φ25 (樹脂製、市章入り)
			φ50 (樹脂製) φ75～φ100 (鋳物製)
止水栓	日水協 認証登録品	φ25、φ50 (ボール式乙型 HPPE 挿し口付)	

			φ13～φ25、φ50（ボール式、 メーター伸縮）
メーター ユニット	メーターセット （埋設用）	日水協 認証登録品	φ13～25（樹脂蓋、鋳物蓋、市章 入り） φ50、φ75（仕切弁丸ハンドル逆 止弁付）
	複式メーターセット	日水協 認証登録品	φ13、φ20（2連、3連、4連）
ボックス類	メーターボックス （小口径）	—	φ13～φ25、φ20φ25 共用（樹 脂製、鋳物製）、市章入り
	メーターボックス （大口径）	—	φ50～φ100（樹脂製、鋳物 製）、検針用小窓付
逆止弁	逆止弁	日水協 認証登録品	φ13～φ25（重力式） φ50・φ75（ばね式）

メーター下流側で使用できる給水用具及びメーターボックス並びに止水栓筐類は、厚生労働省給水装置標準計画・施工方法によるものとする。

※ 第1バルブの二次側でφ40の高密度ポリエチレン管（青ポリ）を使用することを想定。

（5）その他

1. 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）は、第1止水栓より下流側で使用できるものとする。
2. 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）を使用する場合は、メーカーの仕様を参照して適切に施工すること。

3.3 規格適合マーク及び認証マーク等

(公社)日本水道協会をはじめ、品質認証センター等の検査合格品には、検査証印が打刻、押印、吹付け、鋳出しのいずれかにより、表示されている。

そのマークは、表3-3-1～表3-3-2のとおりとする。

表3-3-1 (公社)日本水道協会品質承認センター検査証印

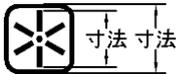
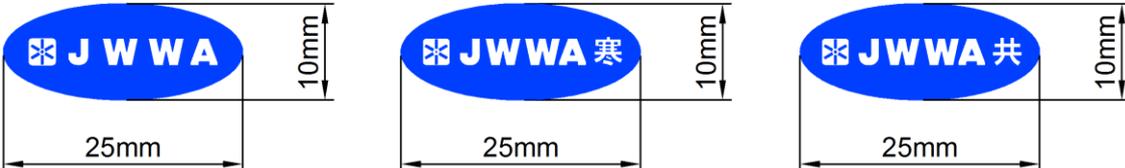
検 査 証 印							
基準適合品				特別基準適合品			
種類	刻印、ゴム印、鋳出し、印刷 等			種類	刻印、ゴム印、鋳出し、印刷 等		
形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm	形状・寸法	4 mm	6 mm	9 mm
外枠寸法	6 mm	8 mm	11 mm	外枠寸法	6 mm	8 mm	11 mm
							
検 査 証 印							
基準適合品							
							
推奨色調 (地色 青色、文字 銀色)							
特別基準適合品							
							
推奨色調 (地色 青色、文字 金色)							

表 3-3-2 第三者認証機関の品質認証マーク

<p>(公社) 日本水道協会</p> 	<p>(一財) 日本燃焼機器検査協会</p> 
<p>(一財) 日本ガス機器検査協会</p> 	<p>(一財) 電気安全環境研究所</p> 

このマークは、第三者認証機関である次の4機関の認証マークとして、製品に求められる「性能基準」（耐圧・浸出・水撃限界・逆流防止・負圧破壊・耐久・耐寒）に適合した製品に表示される。

認証機関名	住 所	問合せ先
<p>J W W A (公社) 日本水道協会</p>	<p>〒102-0074 東京都千代田区 九段南 4-8-9</p>	<p>03-3264-2736 品質認証センター</p>
<p>J H I A (一財) 日本燃焼機器検査協会</p>	<p>〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1751</p>	<p>0467-45-6277 検査部</p>
<p>J I A (一財) 日本ガス機器検査協会</p>	<p>〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 J I Aビル</p>	<p>03-5570-5990 認証技術部</p>
<p>J E T (一財) 電気安全環境研究所</p>	<p>〒151-8545 東京都渋谷区 代々木 5-14-12</p>	<p>03-3466-5183 製品認証部</p>

第4章 給水装置の施工

粗雑な施工は、通水の阻害や漏水、その他の不測の事故発生の原因となり、衛生上の弊害が生じるおそれがある。このため、定められた設計に基づき、関係法規を遵守し、正確、丁寧に施工しなければならない。また、併せて、チェックシートを参照し、写真撮影を行うこと。（P.65 参照）

4.1 許可及び保安施設

(1) 許可の取得と確認

1. 公道掘削に当たっては、道路法に基づき、道路管理者^{※1} から道路占用、及び掘削の許可を得なければならない。（表4-1-1）
2. 公道掘削工事に伴う道路の使用に当たっては、所轄警察署から道路使用許可を得なければならない。
3. 上記「1.」及び「2.」の許可条件指示事項を遵守して施工すること。
4. 私道掘削に当たっては、利害関係者の承諾を得ること。

※1 道路管理者とは、道路法第3章第1節により区分されている「国土交通大臣」、「都道府県」、「市町村」を指す。

表4-1-1 道路占用等の申請先

占用区分		申請先	申請書類
市道		道路治水課（道路管理係）	道路占用許可申請書
市水路			水路占用許可申請書
八潮南部西土地区画 整理事業地区内		埼玉県八潮新都市建設事務所	土地区画整理法による 76条申請
その他の土地区画 整理事業地区内		区画整理課（工務担当）	道路占用許可申請書
県道		越谷県土整備事務所 （管理担当）	道路占用許可申請書
県河川			河川占用許可申請書
国道	国道298号	北首都国道事務所 （戸田維持出張所）	道路占用許可申請書
国河川	綾瀬川	江戸川河川事務所 （中川出張所）	河川占用許可申請書
	中川	江戸川河川事務所 （中川下流出張所）	

注1) 各申請書の他、添付図面等の提出が必要であるため、併せて提出すること。

注2) 工事場所が国道・国河川及び県道・県河川の場合は、申請先と指定事業者で事前協議を行い、その後、占用許可に必要な書類を提出すること。占用許可申請手続きは、市が行うものとする。

注3) 道路使用は、道路交通法第77条（「※水道関係法規・※道路交通法」参照）により、指定事業者が申請すること。

(2) 道路埋設物の確認と保護

基本調査で判明した道路埋設物及び境界標識は、これらの管理者と事前に協議し、適切な保安措置を講じること。

(3) 保安施設

道路を工事する場合は、保安施設等の基準を遵守すること。また、所轄警察署の指示に従い、交通の安全に必要な措置を講じること。

指定事業者は、関係法令を遵守するとともに、現場管理を適切に行うことで工事の安全性を確保し、事故を防止すること。

注1) 保安施設の基準には、国土交通省関東地方建設局で定めた「道路工事保安施設設置基準」、及び埼玉県県土整備部で定めた「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(改正 平成18年9月1日)参照)がある。

注2) 所轄警察署では、注1)の保安基準並びに工事現場における道路の交通量及び幅員等の条件を勘案し、道路上の占用工事で、交通の安全確保が可能な保安施設を、道路使用許可の条件として、占用工事者に指示している。

(4) 付近住民への配慮

施工に当たっては、騒音や交通障害等の支障が生じないように配慮するとともに、付近住民の協力が得られるよう努めること。

また、工事の一週間前までにお知らせ文書を配布するなどして、事前に住民へ周知すること。

4.2 土工事

(1) 掘削

1. 掘削に先立ち、事前の調査を行い、現場状況を把握すること。
2. 掘削断面は道路管理者等が指示する場合を除き、現場状況等を総合的に検討し、安全かつ確実な施工ができるよう、適切な断面及び土留支保工とすること。
3. 掘削深さが1.5m以上の場合は、切取り面がその箇所の地質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、土留工を施すこと。
4. 掘削深さが1.5m未満であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため、適切な勾配を定めて断面を決定するか、又は土留工を施すこと。
5. 掘削方法（機械掘削、人力掘削）の選定に当たっては、現場状況等を総合的に検討したうえで決定すること。
6. 配水管周囲については配水管の損傷を防ぐため、人力掘削、探針等により、丁寧に掘削すること。
7. 道路内での横断は、原則として片側ずつ施工すること。
8. 舗装道路は、隣接する舗装部分への影響がないようカッター等を使用し、周囲は方形に、切り口は垂直になるよう、丁寧に切断した後に掘削すること。
9. 舗装切断や掘削の際に発生した濁水やアスファルト殻、残土等の産業廃棄物については、法令に基づき適切に処理すること。
10. 掘削面積は当日中に仮復旧可能な範囲とし、掘り置きはしないこと。
11. 埋設物の近くを掘削する場合は、必要に応じて埋設物の管理者の立会いを求めること。
12. 交通量が多い場所を掘削する場合は、交通量が比較的少ない時間を選定すること。
13. 公道の場合、道路占用許可書、道路使用許可書は必ず携帯すること。

(2) 埋戻し

1. 事前に配管及び接合の状況、給水管分岐部の弁等について、埋戻し後では操作不可能な弁が確実に開いているかについて確認すること。
2. 埋戻し箇所に湧水又は溜水等がある場合には、適宜排水すること。
3. 道路内における掘削箇所の埋戻しは、道路管理者の指示に従うこととする。なお、原則として管保護のため管上 0.3m、管下 0.1m は、水道用ポリエチレン 1 種二層管 (PP) の場合は山・川砂とし、高密度ポリエチレン管 (HDPE)、第 1 種ダクタイル鋳鉄管 (DIP) 及びステンレス鋼管 (SUS) の場合は再生砂で可とする。また、開発行為等により配水管と給水管を同時に施工する場合の埋戻し材料についても同様とする。
4. 締固めは、道路管理者の許可条件に従うこととする。なお、施工上やむを得ない場合は、道路管理者等の承諾を受けて他の締固め方法を用いることを可とする。
5. 道路構造物や他の埋設物周りの埋戻しに当たっては、それらの保護の観点から良質な土砂を用い、突き棒や電動式振動固め機を併用して締固めを入念に行うこと。
6. 交通量の多い路線や雨天の日に施工した現場は、埋戻し後に随時点検を行い、事故防止に努めること。

(3) 道路復旧

1. 道路復旧に関しては道路管理者の指示に従い、仮復旧又は本復旧を行うこととする。
2. 仮復旧は埋戻し後、直ちに施工すること。
3. 仮復旧の表層材は、加熱アスファルト合材を用いること。また、舗装構成は道路管理者の指示に従うこと。
4. 仮復旧後の路面には、白線等道路標示の他、必要であれば道路管理者の指示を受けたうえで、ペイント等で表示すること。
5. 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保し、舗装構成は道路管理者が定める仕様によるほか、関係法令等に基づき施工すること。
6. 本復旧工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧すること。また、路面を十分清掃すること。
7. 本復旧工事が完了し、道路管理者に引き継ぐまでは点検を継続し、事故防止に努めること。
8. 未舗装道路の復旧においては、道路管理者の指定する方法により、在来路線と同様に復旧すること。
9. 指定事業者は、本復旧に着手するまで、随時仮復旧箇所を巡回し、不良箇所は直ちに補修すること。

4.3 給水管の分岐

1. 配水管への取り付けの位置は、他の給水装置の取り付け口及び配水管の継手端面から0.3m以上離すこと。(図4-3-1)
2. 配水管への取り付け口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
3. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
4. 当該給水装置以外の水管、その他の設備に直接連結されていないこと。
5. 配水管以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査をすること。
6. 分岐管の口径は、原則として、配水管等の口径より小さい口径とすること。
7. 異形管及び継手から給水管の取り出しを行わないこと。
8. 配水管の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、プラグ(止水機能)付EFサドルもしくはEFサドル付分水栓(2つを総称して以下「EFサドル」という。)又は不断水割T字管を用いること。
9. 分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取り付けはボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
10. EFサドルによる分岐に当たっては、管切断面とEFサドルの内面全体を十分清掃すること。また、クランプを用いてEFサドルを管の融着箇所固定し、適切な融着を確保すること。なお、融着及び後の処理についてはメーカーの仕様書によること。
11. サドル付分水栓及び不断水割T字管の配水管への取り付けは適切かつ確実に行うこと。
12. 取り出し時の水圧試験は、分岐材料の取り付け後、穿孔を行う前に分岐部にて0.74MPa、石綿セメント管(ACP)は0.5MPaの圧力で5分間保持して耐圧判定をする。穿孔後、配水管の常圧を確認すること。
13. 不断水工事の穿孔機及びドリル、カッターは、配水管に応じた適切なものを使用すること。
14. サドル付分水栓及び不断水割T字管のダクタイル鋳鉄管の穿孔箇所には、穿孔断面の防食のため、防食コアを装着すること。(図4-3-2)
15. 不断水分岐作業の場合は、分岐作業終了後、水質確認を行うこと。
16. 交差点内の分岐は原則として行わないこと。

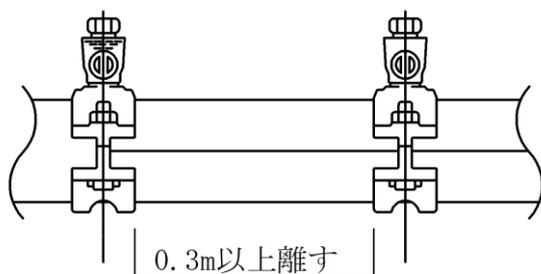


図4-3-1 分岐間の最小離隔

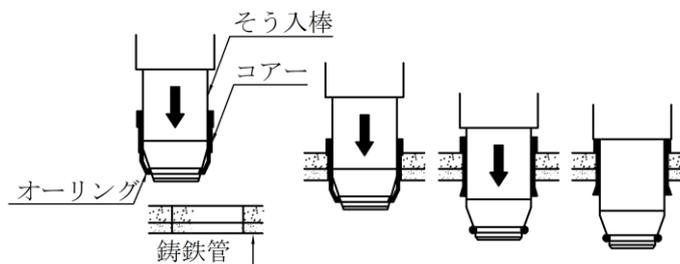


図4-3-2 防食コア例

4.4 給水管の埋設深さ及び占用位置

1. 埋設してある配水管から官民境界までの給水管は、配水管と直角に布設すること。
2. 道路部分に布設する場合は、その占用位置を誤らないようにすること。占用位置は、原則として道路の境界から 1.2m 前後、離して配管すること。（図 4-4-1）
3. 配管部分の掘削幅員及び給水管の埋設深さは、下表（表 4-4-1、表 4-4-2）を標準とする。浅層埋設箇所においては、配水管の埋設深さに準ずるものとする。
4. 道路管理者等の指示がある場合は、その指示に従うこと。

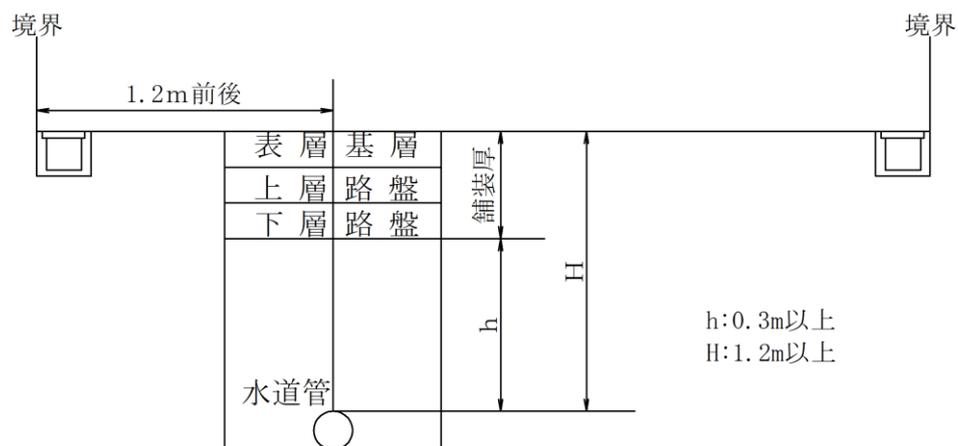


図 4-4-1 埋設深さ及び占用位置（標準）

表 4-4-1 配管部分の掘削幅員

給水管の呼び径	道路	宅地
13mm～50mm	0.6m 以上	0.3m 以上
75mm～100mm	0.7m 以上	0.7m 以上

表 4-4-2 給水管の埋設深さ

埋設場所	車道	歩道	私道	宅地内
埋設深さ	1.2m 以上	0.9m 以上	0.75m 以上	0.3m 以上

4.5 給水管の明示

1. 道路部分に布設する口径 75 mm以上の給水管には、指定された仕様の明示テープ（年号入り）を貼付すること。（図4-5-1）
2. 宅地部分に布設する給水管の位置について、維持管理上明示する必要がある場合は、明示杭等によりその位置を明示すること。
3. 道路内に給水管を埋設する際は、指定された仕様の明示シートを管上 0.3m に布設すること。（図4-5-2）
4. その他、道路管理者の指示に従うこと。

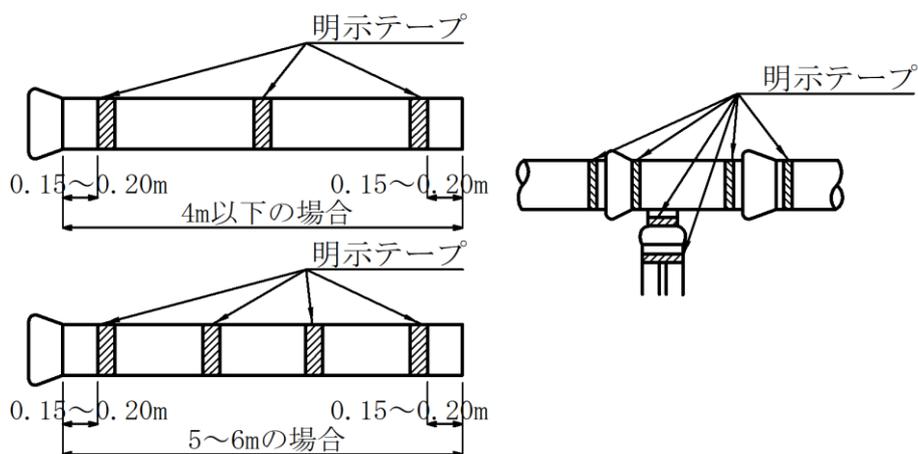


図4-5-1 明示テープの貼付方法（ダクタイル鋳鉄管の場合）
（出典：給水装置工事技術指針 2020）

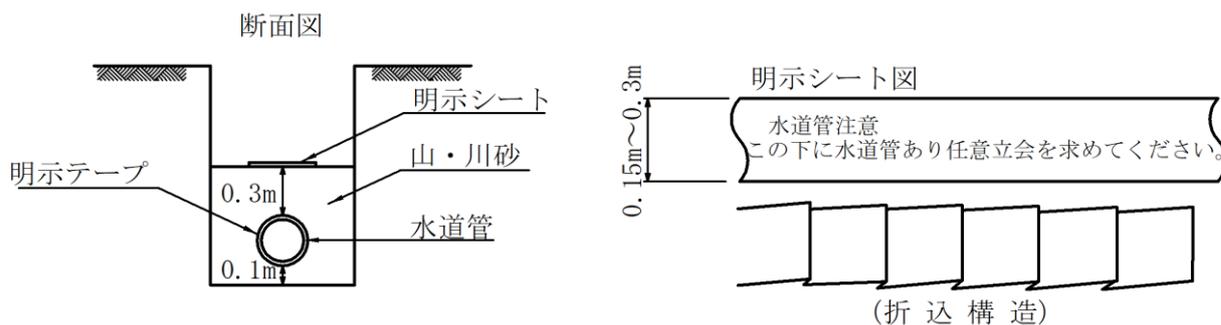


図4-5-2 明示シートの布設方法

4.6 止水栓の設置

1. 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓（乙止め水栓又は第1止水栓）の位置は、原則として敷地部分の道路境界線からおよそ1.0m以内とし、他の構造物から0.3m以上離す。

ア 分岐部から乙止水栓までの延長が長い私道部の場合は、隅切りに1箇所、宅内に1箇所止水栓を設置すること。

イ 道路に縦断して配管する場合は、原則交差点を避けて設置すること。（図4-6-1）

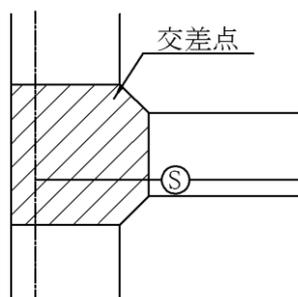


図4-6-1 交差点の場合

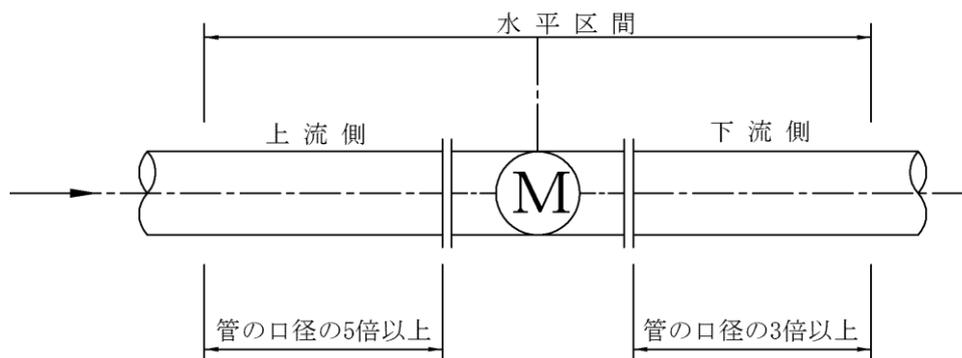
ウ 止水栓管については、修繕がしやすいよう、止水操作に支障の無い位置に設置することとし、その周囲に沈下等が生じないように十分締固めを行う等、良好な状態を保つことができるようにすること。

エ 止水栓の設置深さは現場状況を確認した上で、適切な深さを決定すること。

4.7 メーター及びメーターボックス並びに止水栓筐の設置

(1) メーターの設置

1. メーターの設置位置は、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分の官民境界から2.0m以内かつ管延長2.0m以内とすること。また、メーターの点検及び取り替え作業が容易であり、メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置とすること。
2. メーターを地中に設置する場合は、樹脂製、鋳物製のメーターボックスに入れること。また、メーター取り外し時のもどり水による汚染の防止について考慮すること。
3. メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。
4. メーターは、次の点に留意して設置場所を選定すること。
 - ア 車両の輪荷重その他の外圧がかからない場所で検針及びメーター交換が容易な場所とすること。やむを得ず車両の輪荷重等がかかる場所に設置する場合は、鋳鉄製のメーターボックスを使用すること。
 - イ メーターの設置場所は緑地を避けること。やむを得ず設置する場合には、メーター周りを地被類とするか、植栽とメーターとの離隔を十分に確保すること。
 - ウ 水撃作用の最も少ない場所であること。（通常使用する水栓より1.0m以上離す。）
 - エ 給水栓より低く、かつ水平にすること。
 - オ 漏水が生じても支障のない場所とすること。
 - カ 共同住宅で各戸が独立した構造である場合は各戸に設置すること。
 - キ 共同住宅のメーター設置に係るシャフト幅は原則として横幅0.65m以上、奥行0.65m以上、高さ0.65m以上とし、他の設置物と干渉しないよう、離隔を十分に確保すること。
5. 市長が必要であると認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。
6. メーター前後の水平区間
メーター前後は、図4-7-4のとおり水平区間を設けること。



(注) 水平区間における管の口径は、メーターと同口径とすること。

図4-7-4 水平区間

7. メーター前後の給水管は、メーターの上流側に仕切弁又は止水栓、下流側に逆止弁を設置すること。

8. メーターは水道料金算出の基礎となる精密機械であるため、衝撃を与えないことはもちろん、ねじ山に損傷を与えたり、メーター内部にごみなどが入らないよう注意すること。また常に上部を上にして置くこと。
9. 給水管内の水を十分放水し、完全に雑物を除去してから取り付けること。
10. パッキンの取り付けは、ズレがないよう正しく取り付けること。
11. 集合住宅については、集合住宅のメーターユニット設置基準による。(P.116 参照)
12. メーターバイパスユニットは使用しないこと。

(2) メーターボックス及び止水栓筐の設置

1. メーターの検針及び取り替え作業が容易に行える場所に設置すること。
2. メーターボックス及び止水栓筐の基礎及び設置後の周囲の埋め戻しは、十分つき固めを行うこと。
3. メーターボックス及び止水栓筐の据え付け高さは、復旧後の宅地面と同一高さとする
- こと。
4. 水平に設置し、点検が容易で、かつ、土砂、汚水の侵入しない場所であること。
5. メーター取り外し時のもどり水などによる被害を防止するため、防水処理又は排水処理などの措置を講じること。
6. 駐車場等に設置する場合は、車両の輪荷重がかかる場合があるので铸铁製とすること。

4.8 配管工事

(1) 配管工事基準

1. 給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性能を有するものを用いること。
2. 弁類は、耐久性能を有するものを用いること。
3. 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。
4. 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により、漏水時の修理を容易に行うことができるようにすること。
5. 設置場所の荷重条件に応じ、土圧、輪荷重その他の荷重に対し、十分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定すること。
6. 給水装置の材料は、当該給水装置の使用実態に応じ必要な耐久性を有するものを選定すること。
7. 事故防止のため、他の埋設物との間隔をできるだけ0.3m以上確保すること。
8. 宅地内の配管は、できるだけ直線配管にすること。
9. 地階あるいは2階以上に配管する場合は、原則として各階に止水栓を取り付けること。
10. 水圧、水撃作用等により給水管が離脱するおそれのある場所にあつては、適切な離脱防止のための措置を講じること。
11. 給水装置は、ボイラー、煙道等高温となる場所を避けて設置すること。
12. 高水圧を生じるおそれがある場所や貯湯湯沸器にあつては、減圧弁又は逃し弁を設置すること。
13. 空気溜りを生じるおそれがある場所にあつては、空気弁を設置すること。
14. 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は一日の工事終了後には、管端にプラグ等で管栓をし、汚水等を流入させないこと。
15. 石積の法肩、法尻に平行する近接配管はさけること。
16. 水路等を横断する場合は、横断部分の給水管をSGP-VD管で防護するとともに、管理者と協議すること。(図4-8-1)
17. 道路に口径50mm以上の配管をする場合は、必要に応じて、管末に排水設備等を設けること。また、必要に応じ給水口付空気弁等を設けること。
18. 本管からの取り出し工事に当たり、水圧試験(耐圧・常圧)を行うこと。
19. 給水管標準配管例は下図(図4-8-2～図4-8-7)のとおりとする。
20. 末端に給水栓等の給水用具を設置した行き止まり方式とすること。
21. 配管後、水圧試験及び水質試験を実施すること。

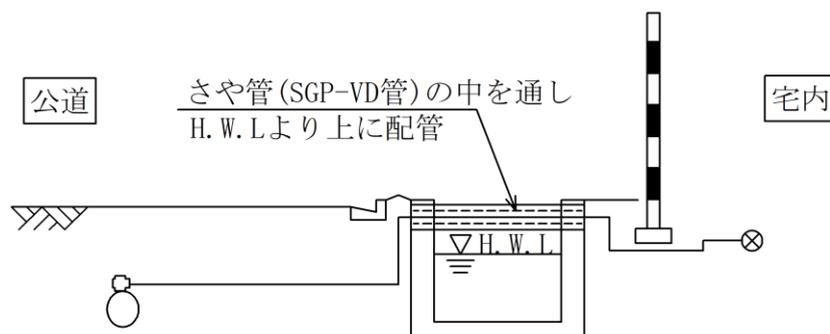


図4-8-1 水路の配管例

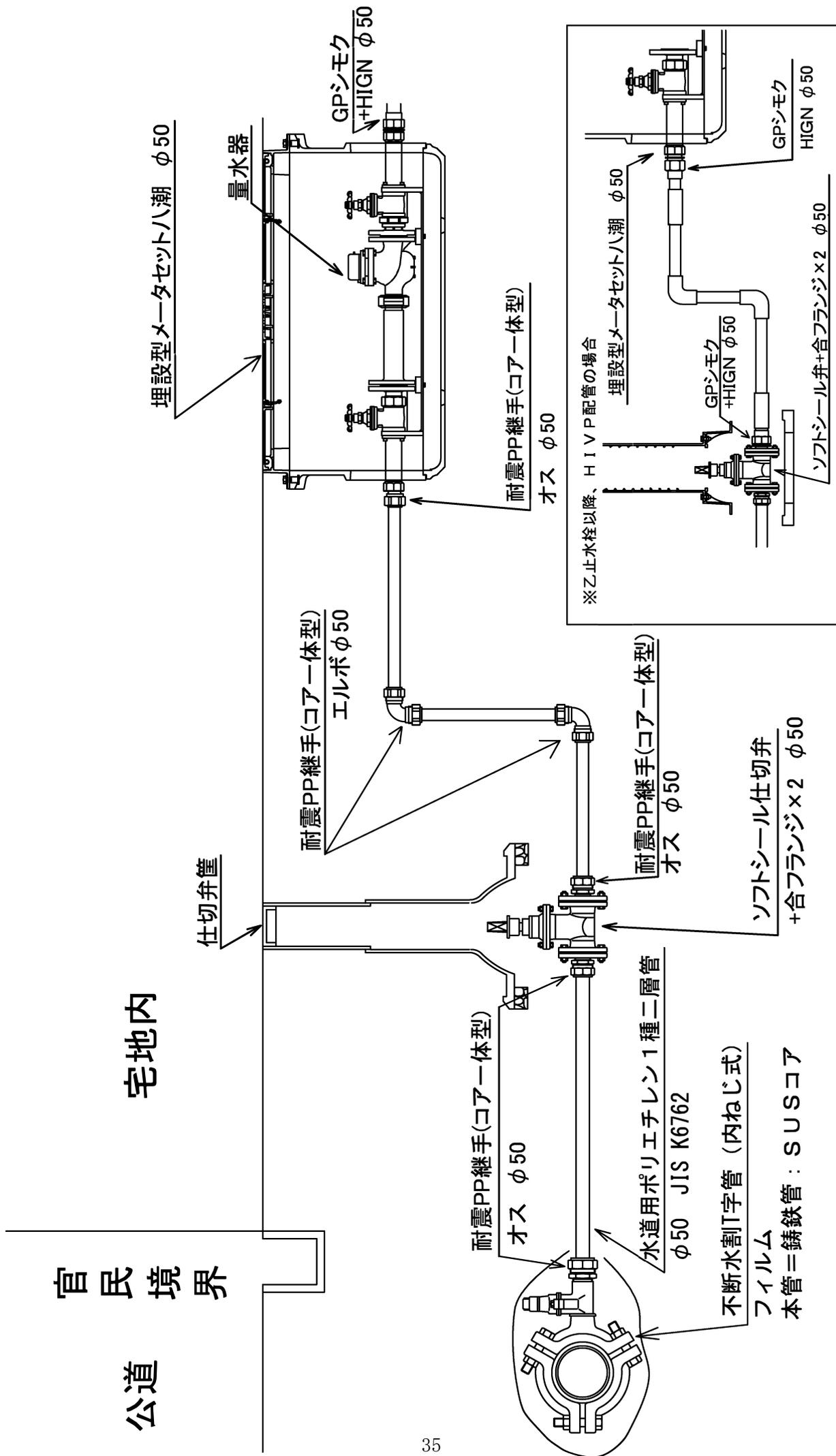


図4-8-3 給水管標準配管例 (配水管: DIP、給水管: PP φ50mm)

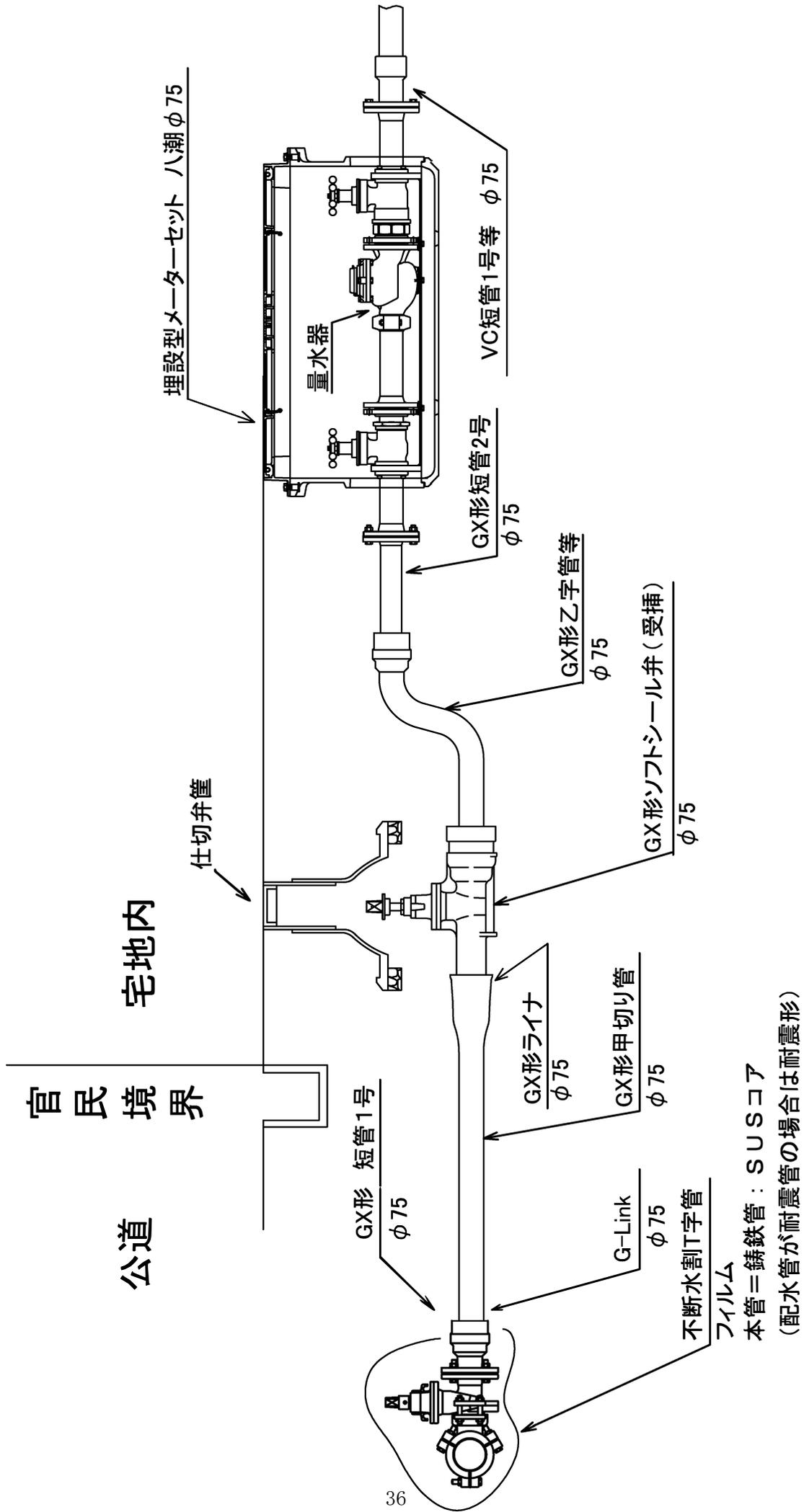


図4-8-4 給水管標準配管例（配水管：DIP、給水管：DIPφ75mm）

本管＝鑄鉄管：SUSコア
（配水管が耐震管の場合は耐震形）

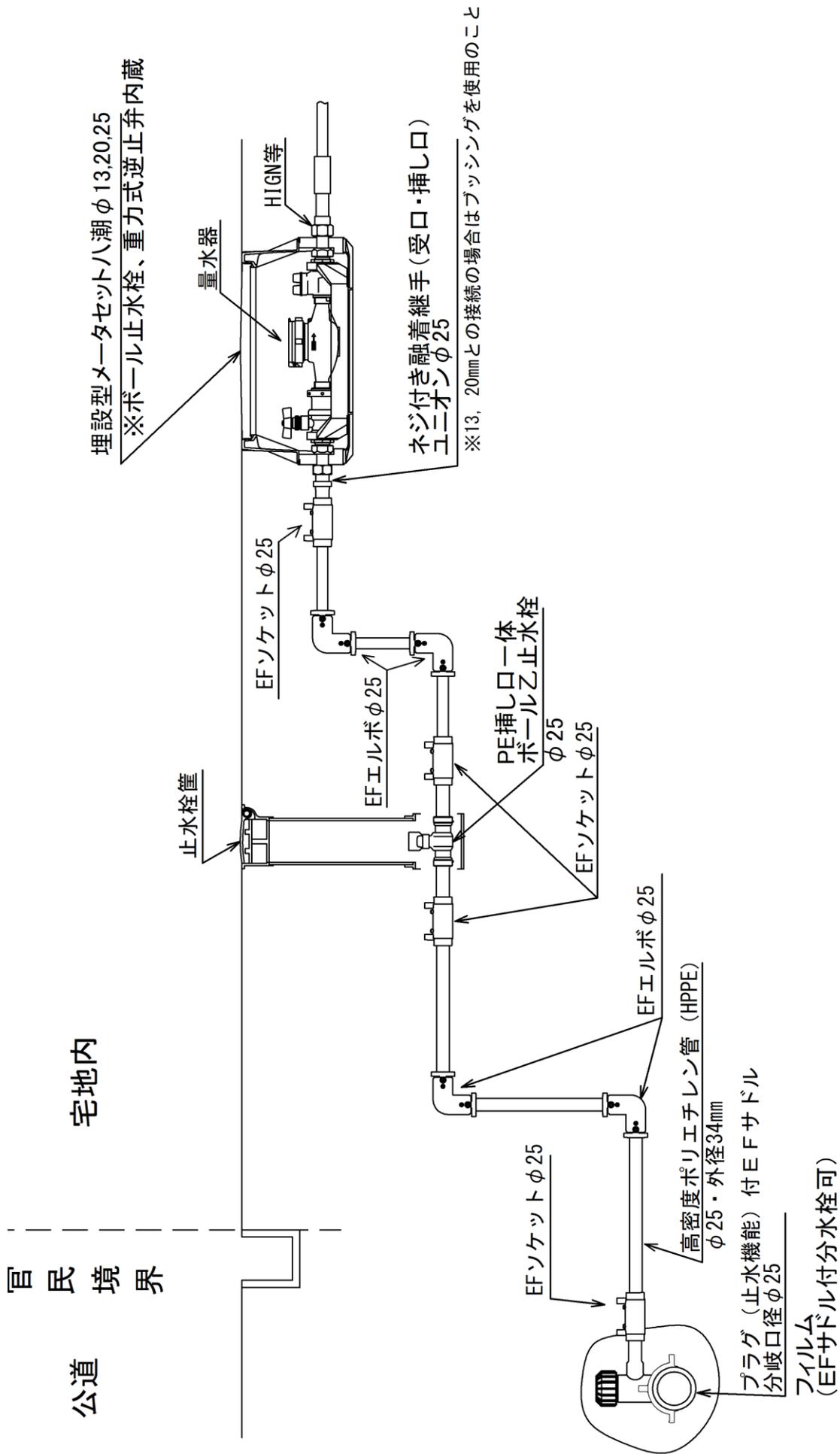


図4-8-5 給水管標準配管例 (配水管：HPPE、給水管：HPPEφ25mm)

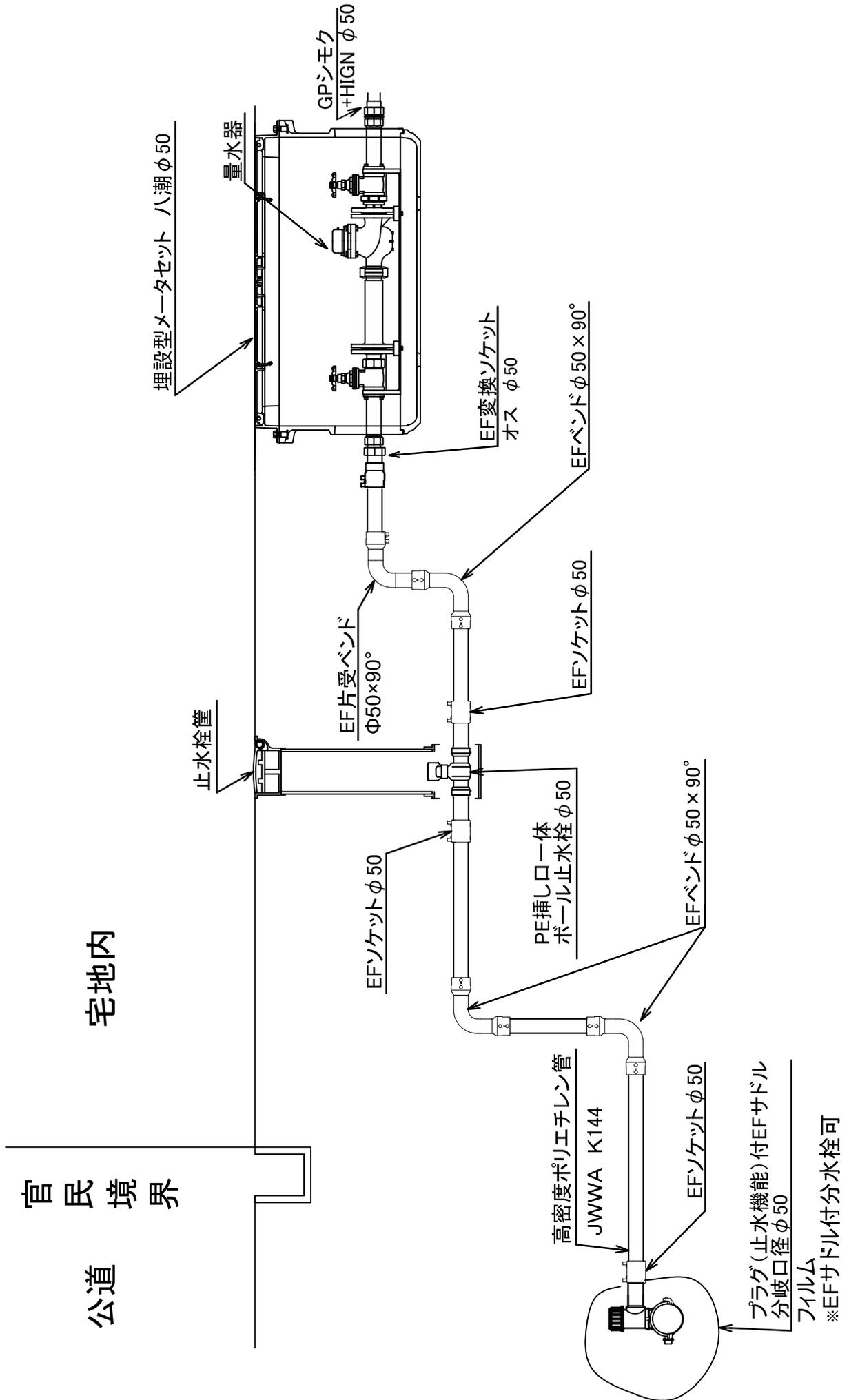


図4-8-6 給水管標準配管例 (配水管：HPPE、給水管：HPPEφ50mm)

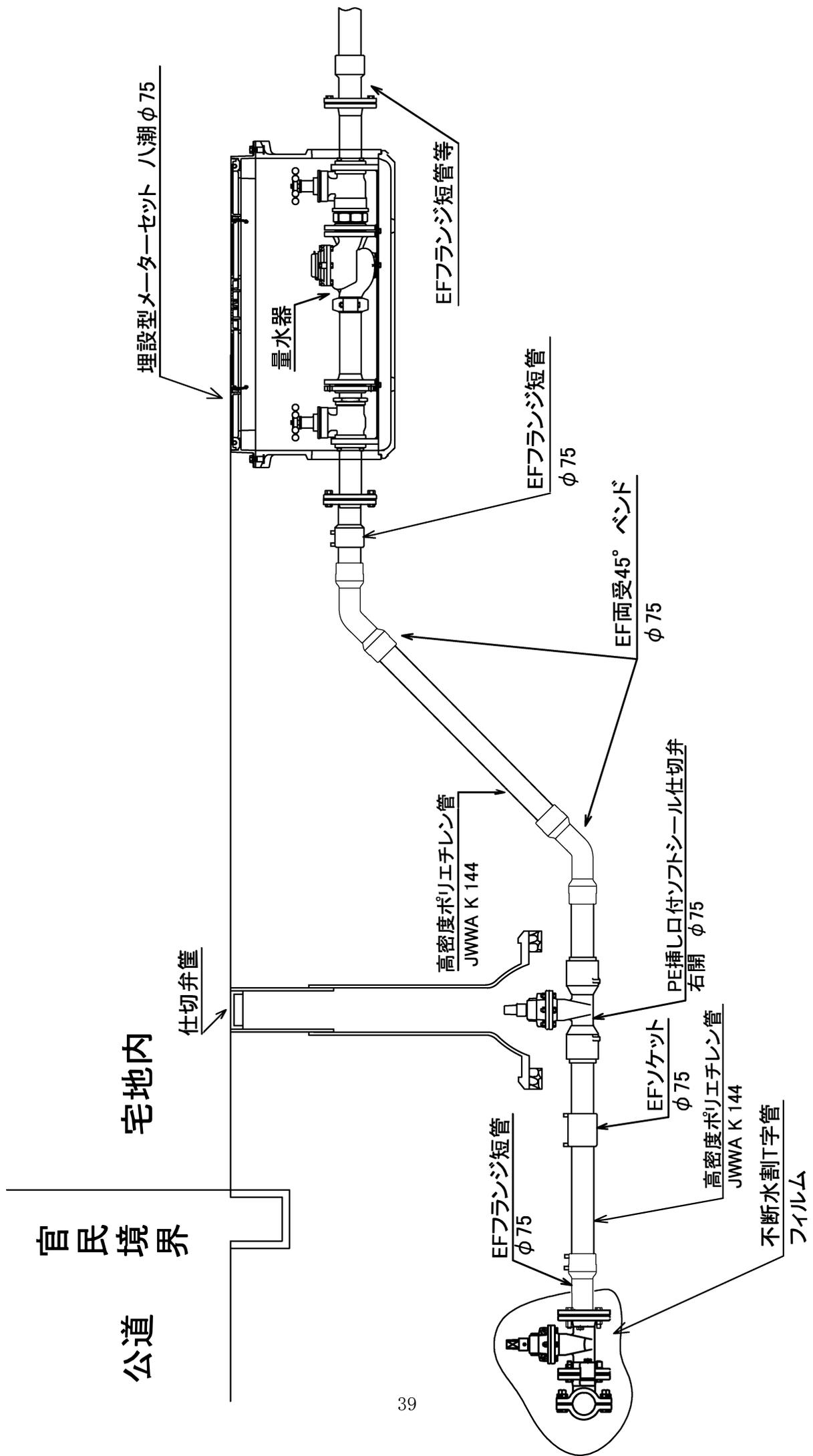


図 4-8-7 給水管標準配管例 (配水管 : HPPE、給水管 : HPPE φ 75mm)

(2) 管の接合

1. 管の接合は、できるだけ地上で接合し、掘削穴内での接合は最小限とすること。
2. 管の接合部は、漏水発生の原因となるため、十分注意し確実にすること。
3. 適切な接合方法については、下記の工業会がホームページで公開している技術資料を参考にすること。
 - ア 第1種ダクタイル鋳鉄管：一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会
「日本ダクタイル鉄管協会 技術資料」
 - イ 水道用ポリエチレン1種二層管：日本ポリエチレンパイプシステム協会
「水道用ポリエチレン二層管 水道給水用ポリエチレン管 技術資料」
 - ウ 高密度ポリエチレン管：配水用ポリエチレンパイプシステム協会
「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」
 - エ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管：塩化ビニル管・継手協会
「水道用硬質ポリ塩化ビニル管 技術資料<施工編>」

(3) 水圧試験

1. 配管工事完了後、水圧試験を実施すること。
2. 給水管の耐圧試験は、メーター接続用のソケット又はフランジにて0.74MPa、石綿セメント管（ACP）は0.5MPaの圧力を加えて5分間保持し耐圧判定をすること。また、試験時には、手触りと目視にて、接合箇所からの漏水などの異常がないことを確認すること。なお、露出配管等により、管が劣化している場合、そのまま水圧をかけると規定水圧以下でも管が破損することがあるので注意すること。
3. 管種による水圧試験手順及び試験方法等は、上記「(2) 3.」に記載した技術資料を参考にすること。

(4) 水質試験

水圧試験終了後、表4-8-1について水質試験を実施すること。

表4-8-1

項目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/l以上
臭気	観察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃

4.9 水の安全・衛生対策

(1) 水の汚染防止

1. 飲用に供する水を供給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。
2. 行き止まり配管等、水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。
3. シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置しないこと。
4. 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあつては、当該油類が浸透するおそれのない材質の給水装置を設置すること。又は、さや管等により適切な防護のための措置を講じること。
5. 接合用シール材又は接着剤は、水道用途に適したものを使用すること。

(2) 破壊防止

1. 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること。又は、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じること。
2. 地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれがある場所にあつては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置すること。
3. 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持金具等により固定すること。
4. 水路等を横断する場所にあつては、原則として水路等の下に給水装置を設置すること。やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等による防護措置を講じること。(図4-8-1 参照)
5. メーター及び各種器具における過大な吐水の抑制を図り、給水装置の耐久性、安全性を確保するため必要に応じ定流量弁を設置すること。

(3) 侵食防止

1. 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置すること。又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置を講じること。
2. 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所にあつては、非金属性の材質の給水装置を設置すること。又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。
3. サドル付分水栓等を取り付ける場合は、ポリエチレンフィルム又は防食ゴムで全体を包み防護すること。
4. 建築物の部分を通り抜けて配管する場合は、管の損傷及び腐食防止のため、配管スリーブ等を設けること。

5. 異種金属管の接合にあつては、必要に応じて絶縁継手を使用すること。
6. 管を腐食性の強い土壌、酸又は塩水等の侵食を受けるおそれのある地帯に布設するときは、状況を十分調査の上、管種の選定を慎重に行うほか、あらかじめ防食上適切な措置を講じること。

(4) 逆流防止

1. 水が逆流するおそれのある場所においては、表4-9-1に示す規定の吐水口空間を確保すること。又は、逆流防止性能又は負圧破壊性能を有する給水用具を水の逆流を防止することができる適切な位置（バキュームブレーカにあつては、水受け容器の越流面の上方150mm以上の位置）に設置すること。
2. 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある有害物質等を取り扱う場所に給水する給水装置にあつては、受水槽式とすること等により適切な逆流防止のための措置を講じること。

表4-9-1 規定の吐水口空間

表4-9-1 (1) 規定の吐水口空間（呼び径25mm以下）

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

注1) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は50mm未満であつてはならない。

注2) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm未満であつてはならない。

注3) 上記「1)」及び「2)」は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

表4-9-1 (2) 規定の吐水口空間（呼び径が25mmを超える場合）

区 分		壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
近接壁の影響がない場合			1.7d' + 5mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁 1面の 場合	3d以下	3.0d' 以上
		3dを超え5d以下	2.0d' + 5mm以上
		5dを超えるもの	1.7d' + 5mm以上
	近接壁 2面の 場合	4d以下	3.5d' 以上
4dを超え6d以下		3.0d' 以上	
6dを超え7d以下 7dを超えるもの		2.0d' + 5mm以上 1.7d' + 5mm以上	

注1) d : 吐水口の内径 (mm) d' : 有効開口の内径 (mm)

注2) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。

注3) 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

注4) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 50 mm 未満であってはならない。

注5) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 200 mm 未満であってはならない。

注6) 上記「4)」及び「5)」は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

3. 吐水口空間の確保

受水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する水栓の開口部にあつては、これら設備のあふれ縁と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等の措置を行うこと。

4. 逆止弁（チャッキバルブ）等の設置

落差等による圧力をもった水により発生する逆流を防止するものであり、設置方法は次によること。

ア 垂直方向でも可とする。

イ 逆流のおそれのある器具、又は直結機器と接続する場合は、その上流側とすること。

ウ 設置後の点検及び取り替えを容易にするため、維持管理上支障のない場所に設置すること。

エ 甲止め水栓は、水平に設置すること。ただし、逆流防止表示のあるものは垂直方向でも可とする。

オ 逆止弁は、バネ式、スウィング式、リフト式、ダイヤフラム式があり、止水栓と併せて設置すること。

5. 真空破壊弁（バキュームブレイカ）の設置

給水管内に負圧が生じ、逆サイフォン現象の発生するおそれがある場合に設置すること。

(5) 給水装置に係わる給水用具等への配管

給水装置に直結して使用するとき、器具の上流側に原則として甲止水栓を水平に取り付けるか、又は止水栓及び逆止弁（チャッキバルブ）を取り付けなければならない。
また、器具の下流側で他の給水装置と連絡させてはならない。（図4-9-1）

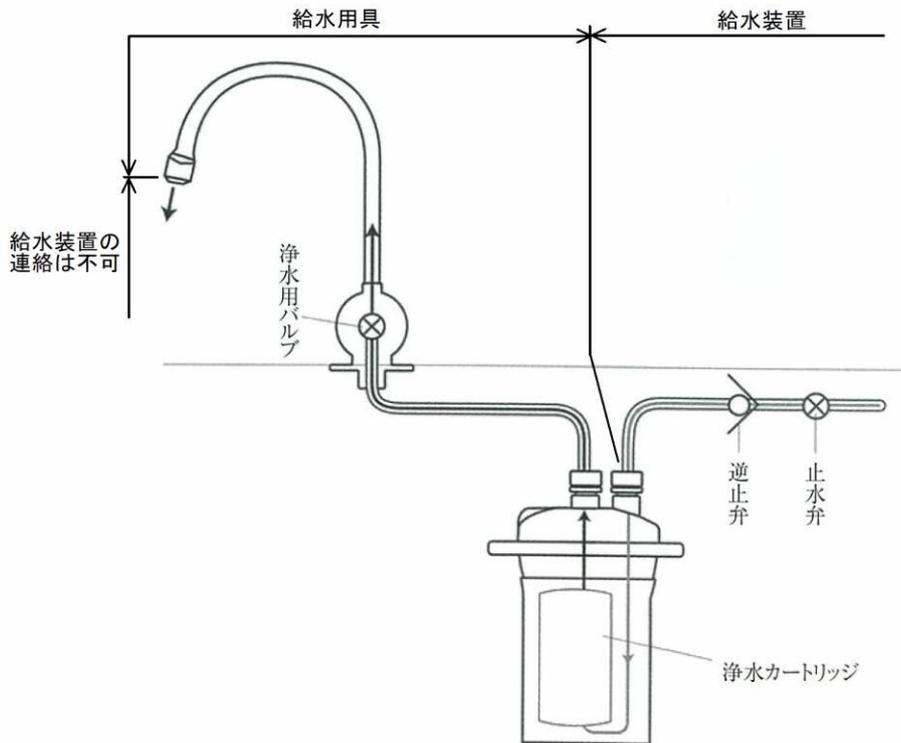


図4-9-1 給水用具等への配管例

(6) 凍結防止

1. 屋外で気温が著しく低下しやすい場所、その他凍結のおそれがある場所にあつては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること。又は断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。
2. 凍結のおそれがある場所の屋外配管は、原則として土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結深度より深くすること。
3. 凍結のおそれがある場所の屋内配管は、必要に応じ管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置すること。
4. 結露のおそれがある給水装置には、適切な防露措置を講じること。

(7) クロスコネクションの防止

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。(図4-9-2)

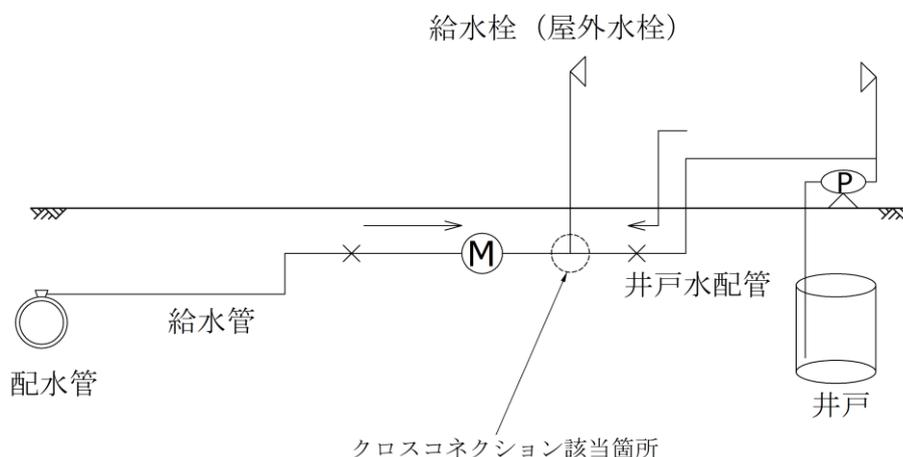


図4-9-2 クロスコネクションの例

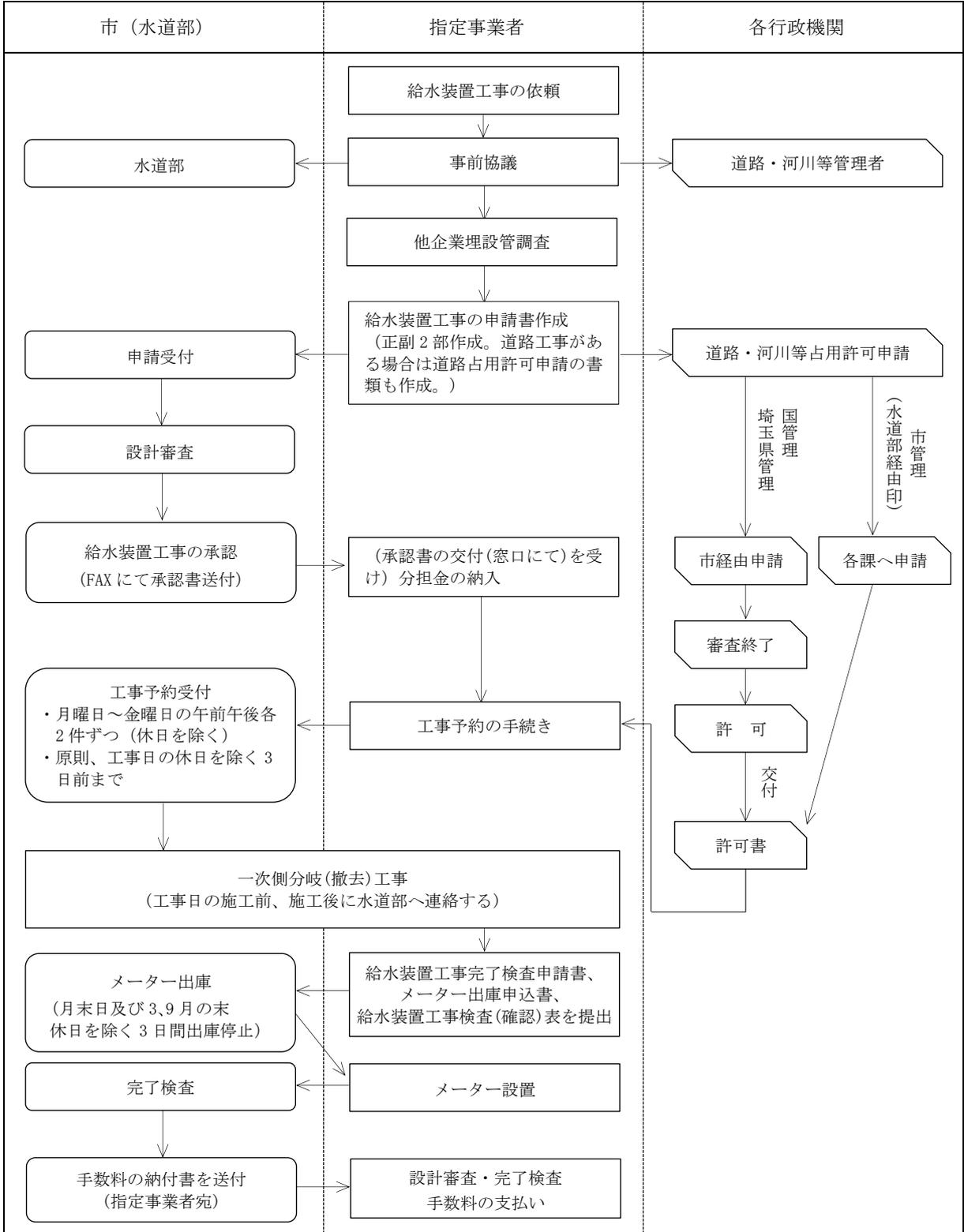
(8) 地震対策

配管等は、地震による建物の変位及び配管本体等の過大な振動により、損傷を生じる場合がある。このため、これらの損傷を防止するための耐震措置を行うこと。

1. 盛土、軟弱地盤及び液状化のおそれのある場所に配管する場合は、地盤の不等沈下が予想されるため十分な地業を行うこと。
2. 耐震性を考慮した適切な給水材料を使用すること。
3. 地盤の性状が著しく不安定で、建築物と地盤の間に変位が生じるおそれのある場合は、配管自体に変位を吸収できる十分な可とう性を持たせるか、変位を吸収する継手を有効に設けること。
4. 配管途中に重量の大きい弁栓類等を設ける場合は、単独に堅固に支持すること。
5. 建物の柱や壁等に添わせて配管する場合は、中だるみを生じたり容易に振動したりしないよう、支持金物等を用いて適切な間隔に支持、固定すること。
6. 受水槽との接合部には、伸縮可とう継手等を設けること。

第5章 手続

5.1 給水装置工事の流れ



注1) 給水申請、承認、工事予約、分担金、立会い、完了検査、手数料、メーター出庫に関することは、水道部業務委託者で対応（各受付は15時までとする）。

注2) 開発行為に伴う給水管布設の相談は、経営課給水・料金担当で対応。

注3) 開発行為に伴う配水管布設の相談は、施設課設計工事担当で対応。

5.2 給水装置工事の申請（水道部）

（1）申請受付

1. 申込みの受付は開庁日とする。
2. 申込書の記載事項（押印を含む）及び添付書類等に漏れのないよう十分注意すること。
3. 受付の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するとともに、原則として、修正完了まで承認を保留する。

（2）設計審査

1. 指定事業者が給水装置工事を施行する場合は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けなければならない。また、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。
2. 設計審査において、市長が設計の内容を不適合と認めた場合は、設計のやり直しを命ずることができる。
3. 設計審査後、当該審査に係る設計に変更が生じた場合、指定事業者は次の書類を市長に提出し、審査を受けなければならない。ただし、市長が軽易な変更と認めたときは、この限りではない。
 - ア 給水装置工事変更設計書
 - イ 給水装置工事変更設計図

（3）工事の承認

給水装置工事の施行については、市長の承認を受けなければならない。なお、水道法第16条の2第3項の厚生労働省が定める給水装置の軽微な変更については除く。

（4）工事立会い

給水装置工事のうち、原則として口径 50mm 以上の分岐及び閉栓工事においては担当職員
の立会いを受けなければならない。

(5) 工事検査

工事検査とは給水装置の工事及び維持管理において安全、かつ使用目的に適合しているかや、基準に適合しているかを給水装置工事検査（確認）表（P. 60 参照）及び工事写真等により判定する行為をいう。工事検査は市長が行う。

(6) 工事写真の内容及び確認（施工写真撮影チェックシート）

写真撮影は、給水管施工写真撮影チェックシート（P. 65 参照）の撮影方法の内容について行うこととする。なお、各写真には工事件名、工事場所、工事内容、工事事業者を記入した黒板を撮影すること。

注) 工事場所が県道の場合は、完了届チェックシート（道路占用・施工承認工事用）（P. 66 参照）の内容に沿って撮影すること。

5.3 給水装置工事の申込み（指定事業者）

（１）給水装置工事の事前協議

1. 依頼された給水装置工事について十分把握したうえで、水道部と協議を行うこと。
2. 水道部から提供された情報を十分理解すること。

（２）他企業埋設管調査

1. 給水装置の設置を計画するに当たり、現地の状況を十分に調査しなければならない。調査に当たっては、計画・設計に必要な基礎資料として現場及び配管状況等に関する情報を収集すること。
2. 地下埋設物は、事前にその有無を調査するほか、必要に応じて立会いを求め、各地下埋設物管理者の指示に従うこと。

（３）給水装置工事の申込み

1. 給水装置工事をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。
2. 申請書類一式を提出すること。（表５－３－１）
3. 給水装置工事の承認を受けた後、給水装置工事（新設の工事又は改造の工事のうち、給水管及びメーターの口径の増径を伴う工事に限る。）をしようとする者は、市長に給水申込分担保金を納付しなければならない。

給水装置工事の申込みにおいて必要な書類は、表５－３－１のとおりとする。

表５－３－１ 給水装置工事の申込みに必要な書類

記号	必要書類
ア	工事施工書
イ	給水装置工事申込書
ウ	給水装置工事委任状
エ	案内図
オ	建築確認済書の写し(建築行為がある場合)
カ	平面図
キ	立体図
ク	給水装置工事設計書
ケ	水理計算確約書
コ	給水装置工事検査(確認)表

注１）正副２部提出。

注２）「ア」及び「コ」については１部提出（正に添付）。

注３）区画整理地内においては、仮換地証明書、保留地証明書などの書類が必要となる場合があるため、水道部に確認すること。

給水装置工事の承認を得た後、分担金の納入を行うこと。（表 5-3-2）

表 5-3-2 メーター口径別分担金

メーター口径 (mm)	分担金 (円)	
	税込み	税抜き
φ 13	154,000	140,000
φ 20	220,000	200,000
φ 25	363,000	330,000
φ 50	1,870,000	1,700,000
φ 75	4,950,000	4,500,000
φ 100	9,900,000	9,000,000

注 1) メーター口径を大きくする場合は新口径と旧口径の差額とする。

(例: φ 13→φ 20 の場合、差額は税込み 66,000 円 [220,000 円 - 154,000 円])

注 2) 分担金は 2022 年 6 月時点の金額である。

(4) 一次側分岐（撤去）工事

1. 配水管の管種に応じた穿孔機を用意し、必要に応じて（配水管が鋳鉄管の場合）コア挿入機を用意すること。
2. 工事に当たっては、選任された給水装置工事主任技術者又は熟練した従事者が立ち会うこと。
3. オフセット図、写真を作成し、水道部に提出すること。なお、期限は工事日から 7 日以内を原則とする。
4. 給水装置工事が完了した後、以下の書類を水道部に提出すること。
 - ア 給水装置工事完了検査申請書
 - イ メーター出庫申込書（メーター出庫がある時のみ）
 - ウ 給水装置工事検査（確認）表
5. 完了検査後、設計審査及び工事検査手数料を支払うこと。（表 5-3-3）

表 5-3-3 手数料（1 件当たり※）

メーター口径	25mm 以下のもの	25mm を超えるもの
設計審査手数料	2,000 円	3,000 円
工事検査手数料	1,000 円	2,000 円

※給水装置工事におけるメーター個数による

5.4 各行政機関

道路等占用許可

1. 道路等に工作物や施設等を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者（国、県、市）の許可を受けなければならない。
2. 占用が必要な場合、指定事業者は給水装置工事の申請と同時に占用許可申請の必要書類を作成すること。なお、道路等管理者からの占用許可条件に係る責務は占用者及び指定事業者が負うこととする。
3. 国や県が管理する道路及び河川の占用許可における手続きは、事前に水道部と調整のうえ、必要な図書及び図面を作成すること。
4. 市道等占用の許可に要する日数は、道路等管理者が定めた期間となる。また、国や県が管理する道路及び河川占用の許可に要する日数は、1か月以上となること、さらに河川占用においては、出水期間（6月1日から10月31日）には工事ができないことについて、十分留意すること。

この基準は、平成3年3月31日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

この基準は、令和5年10月2日から施行する。